

第 5 期

沖縄県食品の安全安心推進計画
(最終案)

令和 7 年度～令和 11 年度

令和 7 年 2 月

沖縄県食品の安全安心推進本部事務局

第5期沖縄県食品の安全安心推進計画(案) 目次

第1章 基本的事項

1	策定の趣旨	1
2	位置付け	2
3	基本理念	2
4	計画の期間	2
5	推進体制と進行管理	2

第2章 食品を取り巻く現状及び課題

1	現 状	
(1)	食品の安全性に関わる主な出来事	3
(2)	食品の自主回収件数	4
(3)	食中毒発生状況	5
(4)	消費生活相談件数	6
(5)	農業産出額	7
(6)	漁業生産額	7
(7)	農林水産戦略品目拠点産地認定数	8
(8)	食料自給率について	9
2	課 題	10

第3章 第5期推進計画の目標

1	目標の設定	10
	施策目標Ⅰ 安全安心な食品の確保	
	施策目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供	
2	第4期からの変更点（新規及び統合・内容変更、目標値上方修正）	11
	第5期推進計画施策体系	15
	第5期推進計画施策項目一覧	16

第4章 施策の展開

目標Ⅰ 安全安心な食品の確保

施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保

- 基本施策（１）安全安心な農産物の提供の推進 2 0
- 基本施策（２）安全安心な畜産物・水産物の提供の推進 2 3

施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保

- 基本施策（３）食品の製造・調理・販売段階における安全安心の確保 . . 3 1
- 基本施策（４）食品表示の適正化の推進 3 6
- 基本施策（５）輸入食品の安全対策の強化 3 9

施策3 食品の安全安心確保のための体制の充実

- 基本施策（６）食品の安全安心に関する調査・研究の推進 4 0
- 基本施策（７）緊急事態における体制の維持・強化 4 3

目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供

施策4 食品の安全安心に関する理解促進

- 基本施策（８）安全安心な食品に関する知識の普及啓発 4 4

施策5 安全安心な県産食品の推奨

- 基本施策（９）優良な県産食品の推奨 4 7

施策6 食品の安全安心に関する情報の提供、公開、意見交換の推進

- 基本施策（１０）食品に対する正しい情報の提供 4 9
- 基本施策（１１）意見交換会の充実 5 0

資料編

- 1 これまでの取り組み状況 5 3
- 2 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例 5 5
- 3 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程 6 0
- 4 沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱 6 3
- 5 食品の安全安心に関する問い合わせ先 6 5

第 1 章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

沖縄県では、食品の安全性及び食品に対する安心感の確保に関し、基本的理念を定め「食品の安全安心の確保に関する施策」（以下「施策」）を総合的に推進し、県民が健康で安心できる生活の確保に寄与することを目的に、平成 19 年 7 月に「沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例」（平成 19 年条例第 39 号（以下「条例」という。））を制定しました。

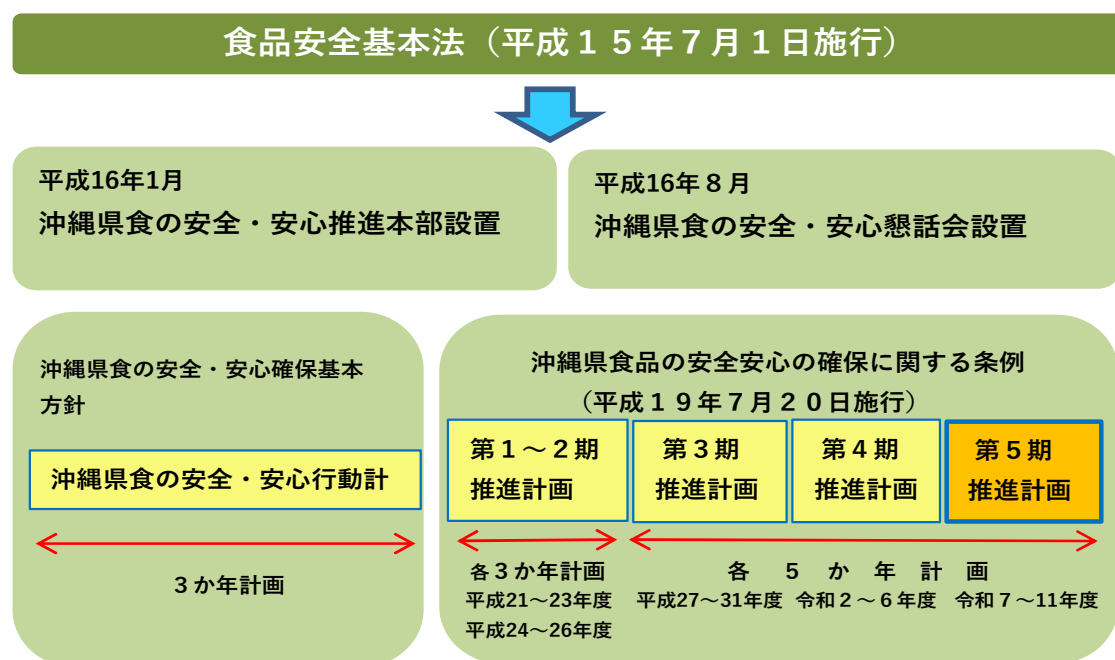
本条例に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第 1 期沖縄県食品の安全安心推進計画（平成 21 年度～平成 23 年度）」（以下「第 1 期推進計画」という。）、「第 2 期沖縄県食品の安全安心推進計画（平成 24 年度～平成 26 年度）」（以下「第 2 期推進計画」という。）、「第 3 期沖縄県食品の安全安心推進計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」（以下「第 3 期推進計画」という。）、「第 4 期沖縄県食品の安全安心推進計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」（以下「第 4 期推進計画」という。）を策定し、施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

食品をとりまく情勢として、第 1 期推進計画期間中に食肉の生食により死亡者が発生した食中毒事件が発生し、第 2 期推進計画期間中には原発事故による食品の放射能汚染問題が起こり、第 3 期推進計画期間中に廃棄用食材の不正転売、広域食中毒事件が発生するなど、食品の安全性や信頼性を損なう事件・事故が繰り返し発生しています。

第 4 期推進計画期間中では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い入院措置・勧告や外出自粛といった措置がとられる中、フードデリバリーサービスの需要が高まるなど食料消費の動向に大きな変化がもたらされました。

その後、新型コロナウイルス感染症が 2 類感染症から 5 類感染症に移行し日常を取り戻す中、観光需要の回復に比例して外食産業が活気づくようになった今、食品に対する様々な課題も見えてきました。

そこで、これまでの基本的な考え方は継承しつつ新たな課題に対応した内容を盛り込み、食品の安全安心の確保に向けて対策を着実に実施するため、「第 5 期沖縄県食品の安全安心推進計画」（以下「第 5 期推進計画」という。）を策定します。



2 位置付け

この計画は、条例第7条の規定により策定する計画です。

3 基本理念

(1) 生産から消費に至る各段階での食品の安全性及び安心感の確保

県民の健康の保護が最も重要という基本的認識の下、農林水産物の生産から食品の販売・消費に至る一連の食品供給行程の各段階において、科学的知見に基づいた食品の安全性及び食品に対する安心感を確保します。

（２）正しく分かりやすい情報提供の促進

行政機関、研究機関や食品関連事業者からの情報や監視指導結果、各種調査結果等の情報を含めた、幅広い情報についてホームページ等を活用し、県民に分かりやすく提供するように努めます。

4 計画の期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年間とします。ただし、計画期間内であっても、社会情勢の変化や制度改正により、見直しの検討が必要な場合には、必要に応じて見直しを行います。

5 推進体制と進行管理

(1) 副知事を本部長とし、関係部局長等で構成する「沖縄県食品の安全安心推進本部」で全庁的に推進します。

- (2) 消費者、生産者、流通業者、食品営業者及び学識経験者で構成する「沖縄県食品の安全安心懇話会」から意見を聴取し、施策に反映します。
- (3) 第5期推進計画に基づく施策の実施状況を毎年度検証し、公表を行います。



図2 沖縄県食品の安全安心推進体制

第2章 食品を取り巻く現状及び課題

1 現状

(1) 食品の安全性に関わる主な出来事

新型コロナウイルス感染症拡大による就業制限や日常生活の行動制限が行われる中、飲食店におけるテイクアウトやデリバリーによる食品の提供、ネットスーパー、など食品の流通・提供形態が急激に変化しました。

その後、新型コロナウイルス感染症が２類感染症から５類感染症へ移行し、経済活動が活発になるのを機に食品に対するニーズがますます高まっています。

その中で依然として発生している食中毒、都道府県等を超えた広域的な食中毒の発生、機能性食品による健康被害への対応など、まだまだ課題が山積されています。

表１ 食品の安全性に関する主な出来事

年月（時期）	概 要
平成２０年 １月	中国産冷凍餃子による薬物中毒事案の発生
平成２０年 ９月	非食用米穀の不正流通・転用問題
平成２１年 ２月	沖縄県食品の安全安心推進計画（第１期）策定
平成２２年 ４月	口蹄疫の発生※¹
平成２３年 ３月	東日本大震災による福島原発事故による放射性物質の拡散
４月	焼肉店での腸管出血性大腸菌Ｏ１１１集団食中毒の発生
１０月	生食用牛食肉の規格基準設定
平成２４年 １月	沖縄県食品の安全安心推進計画（第２期）策定
４月	食品中の放射性物質の基準値を設定
７月	牛肝臓の規格基準が設定され、生食用としての販売を禁止
８月	浅漬けを原因とする腸管出血性大腸菌Ｏ１５７食中毒の発生
平成２５年 ２月	ＢＳＥ対策の見直しによる月齢基準等の改正
６月	食品表示法の制定・公布
１０月	ホテルなどでのメニューにおける原材料の虚偽表示問題
１２月	冷凍食品への農薬（マラチオン）の混入
平成２６年 １月	給食用食パンによるノロウィルスの食中毒事件
７月	中国の食品加工業者による加工食品への使用期限切れ鶏肉使用問題
７月	冷やしキュウリによる腸管出血性大腸菌Ｏ１５７集団食中毒の発生
平成２７年 ４月	食品表示法の施行
６月	豚肉の規格基準が設定され、生食用としての販売を禁止
平成２８年 １月	廃棄用食品の不正転売事案の発生
４・５月	鶏たたき寿司を原因とするカンピロバクター集団食中毒の発生
６月	ＴＳＥ対策見直しによる健康山羊のＴＳＥ検査の廃止
平成２９年 ２月	刻みのりを原因とするノロウィルス広域食中毒の発生
４月	ＢＳＥ対策の見直しによる健康牛のＢＳＥ検査廃止
８月	そうざいを原因とする腸管出血性大腸菌Ｏ１５７広域食中毒の発生
平成３０年 ６月	食品衛生法の改正
９月	２６年ぶりに国内で豚熱（CSF）の発生
令和元年 ４月	改正食品衛生法 １次施行（広域食中毒の対策強化）
令和２年 １月	３３年ぶりに沖縄県内での豚熱（CSF）の発生※²
３月	新型コロナウイルス感染症が世界的に流行
６月	改正食品衛生法 ２次施行（原則全ての事業者にHACCP義務化）
令和３年 ６月	改正食品衛生法 ３次施行（営業許可制度の見直し、リコール情報報告等）
令和４年 ９月	レアステーキによる腸管出血性大腸菌Ｏ１５７食中毒死亡事例の発生
１２月	沖縄県内で初めて高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生※³
令和５年 ５月	新型コロナウイルス感染症が５類感染症へ移行
令和６年 ３月	紅麹関連製品による健康被害発生

※¹※²※³口蹄疫や豚熱、高病原性鳥インフルエンザについては、感染した食肉や鶏卵を食べても人に感染することはなく、また市場に出回ることもないが、食品を取り巻く主な出来事として表１に記載している。

（２）食品の自主回収件数（沖縄県過去５年間：令和元年～令和５年度）

条例 17 条に基づき販売した食品の自主回収報告を、沖縄県のホームページにおいて情報提供しています。また、食品衛生法の改正により令和３年６月から、食品等の自主回収（リコール）を行った場合、原則オンライン上のシステムを使用し、管轄の自治体へ届出することが義務化されました。

回収報告件数は、令和元年度から令和５年度までに総数 284 件、毎年平均（５年）約 57 件の報告があります。

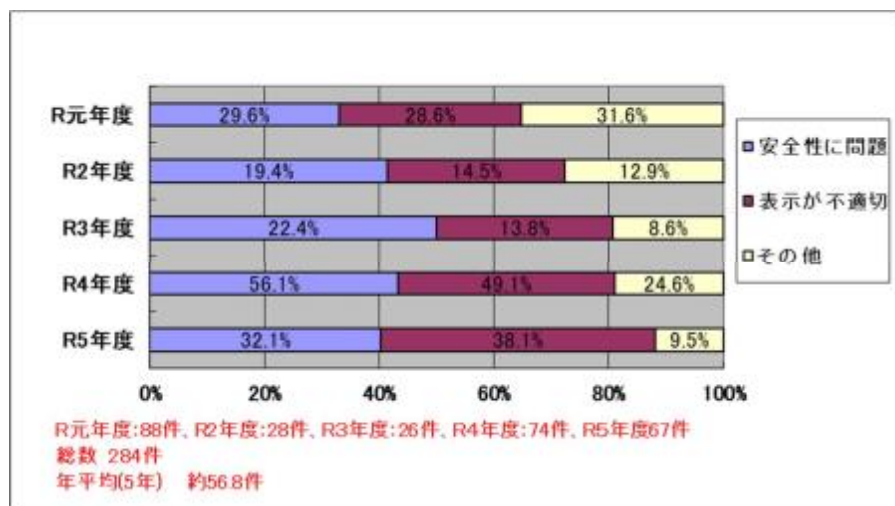


図3 自主回収の状況（令和元年～令和5年度）

※安全性に問題 → 異物混入、規格基準違反、アレルギー表示漏れ等

表示が不適切 → 消費・賞味期限の誤表記、保存温度・添加物表示漏れ、原産地表示の不備等

その他 → 期限切れ食品の販売、製品の自主規格違反等

（3）食中毒発生状況（沖縄県過去10年間：平成26年～令和5年）

県内の過去10年間の食中毒発生件数は、毎年平均24件前後発生しています。

令和2～3年は、発生件数・患者数共に新型コロナウイルス感染拡大に伴い飲食店利用者が減った等の影響で発生件数は減少しましたが、令和4年から令和5年にかけては増加傾向にあります。

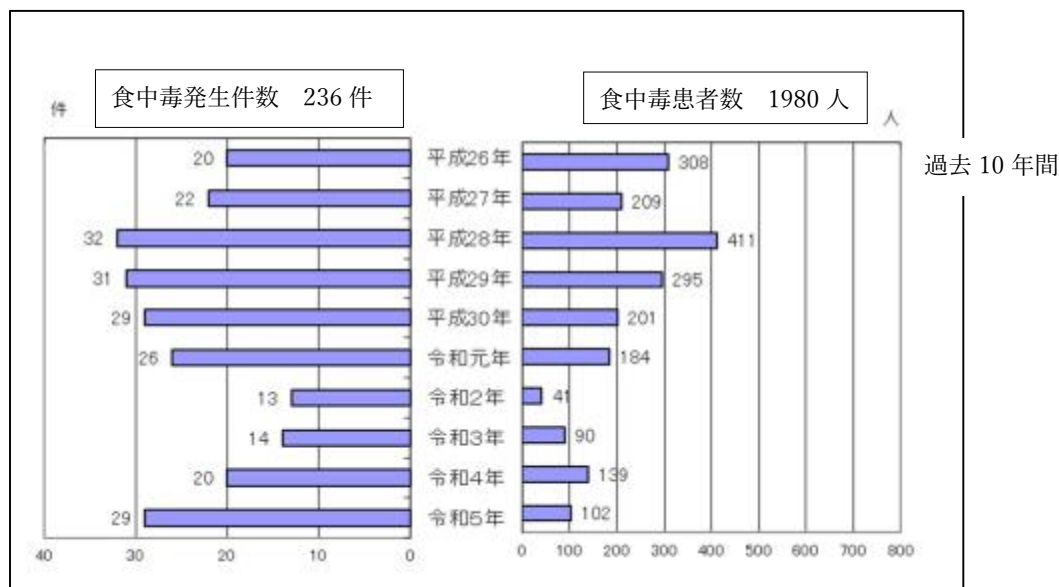


図4 年次別食中毒発生状況(発生件数及び患者数)

次に、食中毒の病因物質としては、発生件数はカンピロバクター属菌による食中毒が多く、患者数はウイルスによる食中毒が多くなっています。

また、発生件数の約18%は自然毒によるものですが、そのほとんどが魚類によるシガテラとなっており他県では稀で、本県に多いのが特徴です。

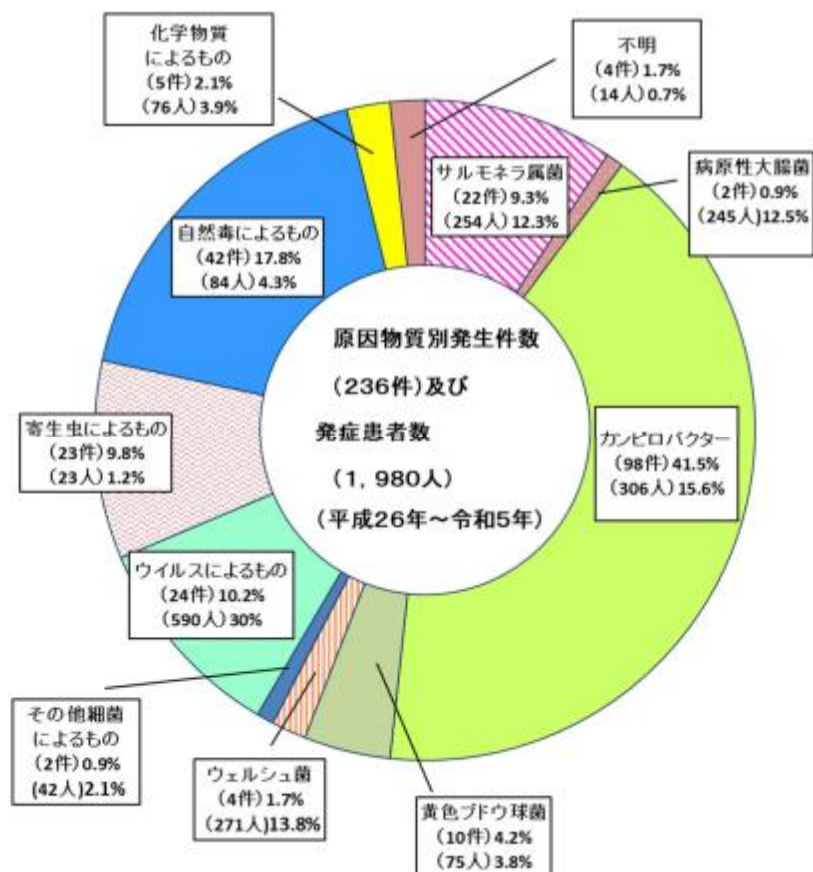


図5 病因物質別食中毒発生状況(件数及び患者数)

(4) 消費生活相談件数

消費者から沖縄県消費生活センターに寄せられた相談のうち、「食料品」関係の相談件数は、令和5（2023）年度は328件となっています。

各年度において、相談件数の4割以上がインターネット通販等での定期購入に関する相談となっています。そのほか、食品の品質や異物の混入などに関する相談があります。



図6 食品関係の相談件数

（５）農業産出額

令和４年の農業産出額は８９０億円となり、前年に比べて野菜、花き、果樹等が増加しましたが、さとうきび、肉用牛等の減少により３２億円の減となっています。

作物別の構成比でみると、肉用牛が２１．６％（１９２億円）、さとうきびが１８．７％（１６６億円）、野菜が１４．３％（１２７億円）、豚が１３．５％（１２０億円）などとなっています。

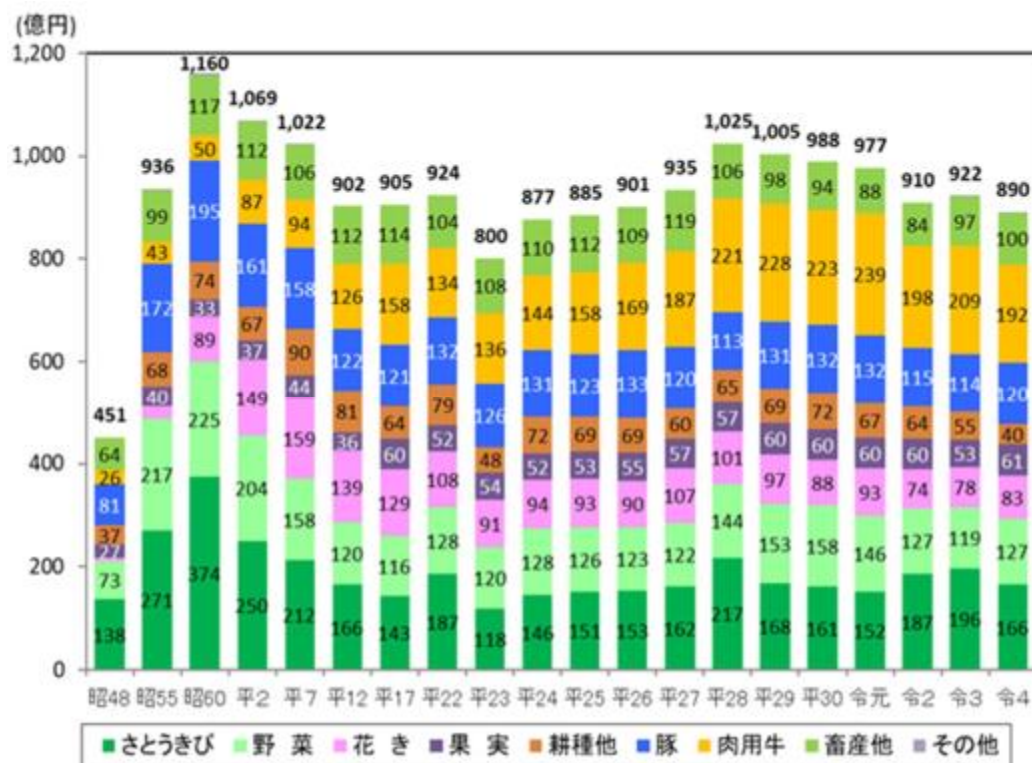


図７ 農業産出額の推移

資料:農林水産省「生産農業所得統計」

（６）漁業産出額

令和４年の漁業産出額は、前年比６．２億円減の約１７２億円となり、内訳は海面漁業が約１００億円、海面養殖業が約７２億円となっています。

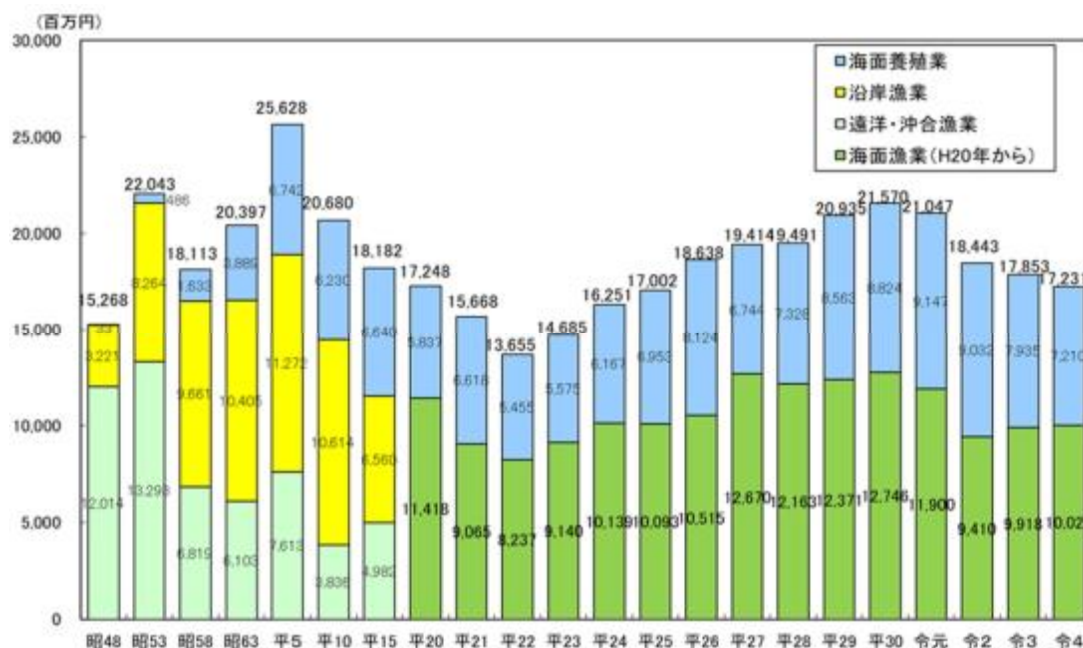


図8 漁業産出額の推移

資料：沖縄農林水産統計年報による

(7) 農林水産戦略品目拠点産地認定数

亜熱帯性気候等の優位性の発揮や生産性向上、市場競争力の強化による生産拡大及び付加価値を高めることが期待される品目を「農林水産戦略品目」と位置づけ、その「農林水産戦略品目拠点産地（以下「拠点産地」という。）の形成を推進しています。

「拠点産地」とは、組織力を持ち、「定時・定量・定品質」の出荷原則に基づき、一定量の生産物を安定的に出荷し、消費者や市場から信頼されうる県の認定産地のことであり、安全・安心な農林水産物の安定供給に取り組んでいます。

平成12年度から取り組み、野菜ではゴーヤー、さやいんげん等、花きでは小ギク、ドラセナ類等、果樹ではマンゴー等、水産物ではモズク、マグロ類等、令和6年3月末現在の拠点産地は、125地区となっています。

表2 地区別の拠点産地地区数（令和6年度3月末現在）

	北部	中部	南部	宮古	八重山	計
野菜	7	4	17	6	2	36
花き	14	4	5	0	2	25
果樹	13	4	7	1	2	27
かんしょ	1	2	2	1	1	7
薬用作物	1	1	1	0	1	4
肉用牛	2	1	2	3	3	11
木材	1	0	0	0	0	1
水産物	6	2	6	0	0	14
計	45	18	40	11	11	125

(8) 食料自給率について

食料自給率とは、国内で消費される食料を国内の農業生産でどの程度まかなえているかを示す指標のことです。食料自給の状況は、主に食料のカロリーから算出する「カロリーベース総合食料自給率」と、食料の価格から算出する「生産額ベース総合食料自給率」を用いて表されます。日本の自給率は令和4年度で、カロリーベースで38%、生産額ベースで約58%となっています。沖縄県における令和4年度のカロリーベース食料自給率は、34%、生産額ベースで45%となっています。

日本のカロリーベースの食料自給率は、昭和40年度の73%から大きく低下しており、近年は38%前後で推移しています。日本においては、戦後、食生活の洋風化が進み、特に、自給率の高い米の消費が減り、自給率の低い畜産物や油脂の消費が増えてきたことにより、食料全体の自給率低下の要因となっています。また、現在の食生活に必要な食料1年分を作るために必要な農地面積は、一人あたり約11アールが必要と試算（農林水産省HPより）されていますが、現在の農地面積は人口一人あたり約3.5アールほどになっており、残りは国外からの輸入に依存する形となっています。なお、沖縄県の令和5年農地面積は36,100ヘクタールであり、県民一人あたりは約2.5アールとなります。

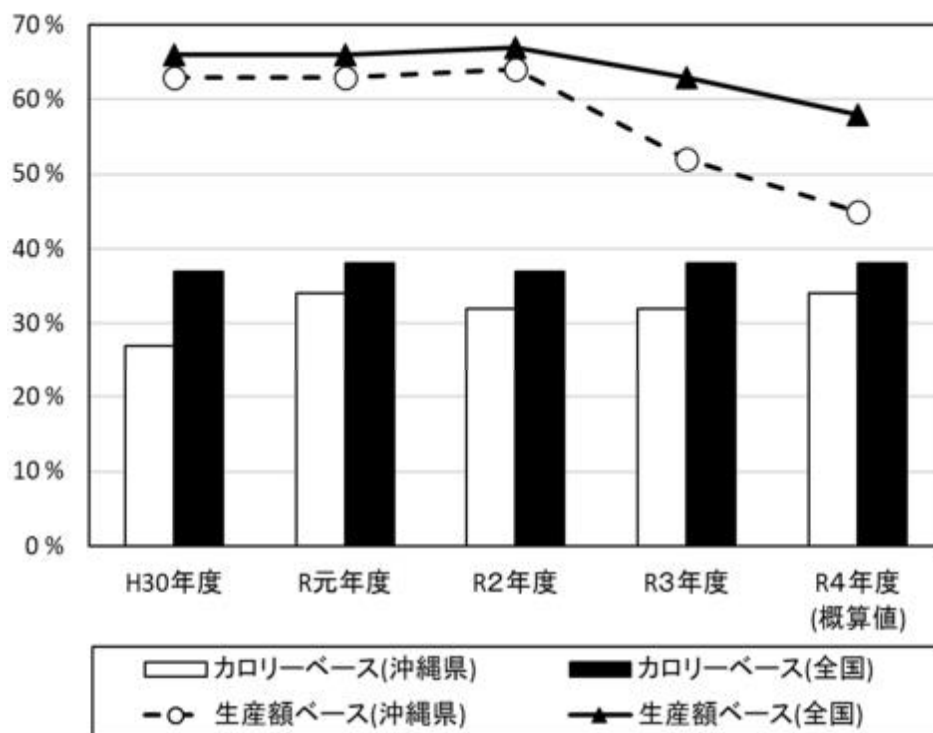


図9 食料自給率（カロリーベース）の推移

資料：農林水産省「都道府県別食料自給

2 課 題

新型コロナウイルス感染拡大への対応、2類感染症から5類感染症への移行など、直近の3年間で食品に対して求められた考え方は目まぐるしく変化してきました。

その変化に対応するために食品関連事業者は、食品流通の広域化、国際化、生産から消費に至るまでの複雑化したフードチェーンに関与して食品を供給しています。

従って、食品の安全性を確保するためには、農林水産物の生産、食品の製造・加工・調理、流通、販売、消費それぞれの段階・行程において適切な安全管理や危機管理上の措置等を講じるとともに、一貫した総合的な対策を実施していく必要があります。

また、食中毒発生予防対策として平成30年の食品衛生法改正後に普及啓発してきた、HACCPに沿った衛生管理の取り組み状況について食品関連事業者へ定着しているかの分析が必要と考えています。

食品表示については、賞味期限・消費期限の誤表示や記載漏れ、アレルギー物質などの特定原材料の表示漏れ等、不適切な食品表示が原因で食品関連事業者が自主回収を行うケースが多くみられることから、食品表示講習会等を通じて食品関連事業者へ周知していくことが重要です。このように様々な問題に対応できる食品関連事業者の育成のための取り組みが求められています。

さらに、食品に対する安心感を提供することや食品の安全性の対策を円滑に推進していくためには、生産者、事業者、消費者及び行政がそれぞれの立場で安全対策に取り組み、相互に連携し、信頼関係を築いていくことが必要です。

そのため、科学的かつ客観的な情報、正確で迅速な情報の提供を相互に共有できる体制を構築していくことが必要です。

第3章 第5期推進計画の目標

1 目標の設定

食に対する安心を得るためには、科学的な根拠に基づいた食品の安全性が確保されていることに加えて、そのことに対する信頼の確立が必要になります。

そのため、県では、食品への安心感を定着させるために、次の2つの施策目標を掲げて、各基本施策を推進します。

目標設定の考え方

安全性の確保 + 信頼の確立 → 安心感の定着

施策目標Ⅰ 安全安心な食品の確保

生産から流通、消費に至る各段階において、適切な安全管理や危機管理上の措置等を講じ、科学的知見に基づいた総合的な対策が実施できる具体的な施策を推進し、安全安心な食品を確保します。

施策としては、「施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保」、「施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保」、「施策3 食品の安全安心確保のための体制の充実」の3施策とします。

施策目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供

県民が食品の安全性について理解を深め、食品を正しく選択し利用できるように、食品の安全性に関する情報を正確で分かりやすく提供し、食品に対する安心感の定着を目指します。

また、県産食品の安全性を確保し、地産地消、優良県産品の推奨を行います。

施策としては、「施策4 食品の安全安心に関する理解促進」、「施策5 安全安心な県産食品の推奨」、「施策6 食品の安全安心に関する情報の提供、公開、意見交換の推進」の3施策とします。

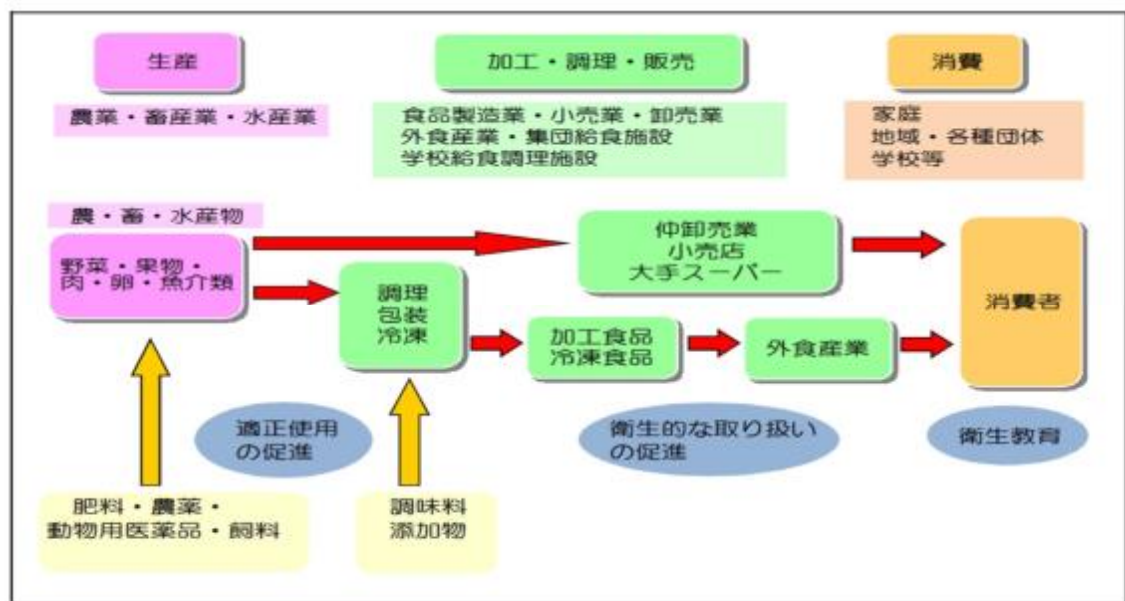


図10 生産から消費までのフロー図

2 第4期推進計画からの変更点（新規項目、統合・内容変更、数値目標上方修正）

第4期推進計画では、6施策48項目を設定していましたが第5期推進計画では、新たな法令の制定・制度の改正や、重要な課題に対応するため、新たな施策を新規項目として追加、または統合・変更、数値目標の上方修正等を行い、合計6施策52項目を設定しています。（表3～6に詳細記載）

1

表3 第4期推進計画と第5期推進計画の施策項目数

施策の視点		第4期施策 項目設定数	第5期施策項目			
			新規	統合、変更	数値目標上方 修正	設定数
			数値目標 設定数	数値目標 設定数	数値目標 設定数	数値目標 設定数
施策1	生産・出荷段階における安全安心の確保	17	2	3	3	18
		15	2	3	3	18
施策2	製造・加工・調理・流通・販売・消費段階 における安全安心の確保	17	0	5	5	17
		15	0	5	5	14
施策3	食品の安全安心確保のための体制の充 実	6	1	1	1	7
		5	1	1	1	6
施策4	食品の安全安心に関する理解促進	4	0	0	2	4
		4	0	0	2	4
施策5	安全安心な県産食品の推奨	1	0	0	1	1
		0	0	0	1	1
施策6	食品の安全安心に関する情報の提供、 公開、意見交換の推進	3	2	0	0	5
		1	0	0	0	1
計：施策設定数		48	5	9	12	52
計：数値目標設定数		40	3	9	12	42

2

3

表4 第5期推進計画新規施策

4

新規施策	目標値
17 鳥インフルエンザ発生予防体制の強化におけ る確認指導（件／年）。 令和4年12月に県内初の高病原性鳥インフルエン ザ発生が確認されたことを受け、飼養衛生管理基 準の徹底遵守と指導を強化し、再発防止を図るた め、家さん飼養生産農家へ予防体制の強化のため 確認指導を行います。	50件／年
18 家畜人工授精所の立入検査（件／年）。 和牛血統不一致の再発防止を図るため、家畜人工 受精所の立入検査を行います。	40件／年
38 シガテラ対策に係る調査研究（％／年）。 県外では稀であるシガテラによる食中毒は、県内 では毎年発生し、食中毒発生件数の上位であるた め、流通している魚類のシガトキシン含有量調 査、シガテラの認知度調査等を行い効果的な対策 を図ります。	100％／年
50 県内観光客へ食材等のアレルギー物質、食中 毒等の周知、情報発信。 県内観光客へ食材等のアレルギー物質、食中毒等 の周知、情報発信	随 時
51 在住外国人へ食品に関するアレルギー物質、 食中毒等の周知、情報発信。 在住外国人へ食品に関するアレルギー物質食中毒 等の周知、情報発信	随 時

5

6

表5 第5期推進計画統合・内容変更施策

統合・変更施策		
第4期推進計画	第5期推進計画	内容
4 エコファーマー認定人数	統合→4 環境保全型農業実践数とします。	新・沖縄21世紀ビジョン実施計画に両施策を統合した目標値を定め、その数値を目標値とします。
5 特別栽培農産物認証件数		
12 動物用医薬品使用実態調査の実施回数	11 動物用医薬品の適正使用にかかる監視指導(件/年)	施策内容を見直し、動物用医薬品の適正使用にかかる監視指導に変更し、畜産農家や獣医師のみではなく、動物用医薬品販売業者も加えて監視と指導を行い、数値目標も大幅に上方修正します。
19 食中毒予防のための講習会開催回数(回/年)	20 食中毒予防のための講習会開催回数(%/年)	数値目標250回から毎年作成される食品監視指導計画に目標値を定め、その数値を目標とし達成率(%/年)とします。
20 食品衛生責任者養成講習会開催回数	21 食品衛生責任者養成講習会等での講義回数	食品衛生講習会兼食品衛生責任者実務者講習会を開催、講師派遣を行う等内容を変更し、22番のHACCPに関する内容もこの講習会で伝えていき、開催回数も増やします。
21 HACCPに関する講習会開催回数(回/年)	22 HACCPの導入及び適切な運用に関する指導助言	HACCPの導入及び適切な運用に関する指導助言に内容を変更し、講習会の開催については、21番の施策の講習会へ統一し、数値目標は廃止します。今後はアンケート調査等を行い、導入及び定着に向けた取り組みを行うことにします。
22 食品関連事業者団体による巡回指導件数(件/年)	23 食品関連事業者団体による巡回指導件数(%/年)	委託している食品関連事業者団体との実施計画に目標指導件数を定め、その数値を目標とし達成率(%/年)とします。
25 定期点検を実施する学校給食施設数(施設/年)	26 定期点検を実施する学校給食施設数の割合(%/年)	施設数に変動があるため、施設数ではなく点検を実施した施設数の割合の数値を目標とします。
35 化学合成農薬低減に向けた試験項目(課題/年)	36 化学合成農薬低減に向けた試験及び普及	化学合成農薬低減に向けた試験科目のみではなく、普及についても取り組んでいき、数値目標も増やします。

表6 第5期推進計画上方修正施策

上方修正施策	目標値
11 動物用医薬品の適正使用にかかる監視指導（件／年）	1→45
12 飼料等の製造・流通段階における検査や指導数（件／年）	25→30
16 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化に係る連絡会議等の開催回数（回／年）	4→8
21 食品衛生責任者養成講習会等での講義回数（回／年）	12→23
28 食品表示法に関する巡回調査・点検件数（件／年）	18,300→18,350
29 健康増進法に関する相談及び表示指導件数（件／年）	300→350
33 景品表示法に関する表示講習会の開催回数（回／年）	3→5
34 医薬品医療機器等法（旧：薬事法）に関する表示講習会の開催回数（回／年）	1→5
36 化学合成農薬低減に向けた試験および普及（回／年）	2→3
43 消費者への啓発のための講座実施回数（回／年）	5→6
44 食中毒予防イベント回数（回数／年）	5→6
47 優良県産品の宣伝・普及啓発（回／年）	随時→10

図 11 第 5 期推進計画施策体系



表7 第5期推進計画施策項目一覧

施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保						
施策項目			現状	目標値	取り組み内容	担当課
基本施策		目標 (個別の取り組み)	(R5年度実績値)	(R11年度)		
(1) 安全安心な農作物の提供の推進	ア 生産現場における農薬の適正使用	1,農薬販売店に対する立入検査件数(件/年)	108	100	農薬販売店に対する立入検査を計画的に実施し、農薬の適正な販売を推進します。	営農支援課
		2,農薬適正使用講習会の開催回数(回/年)	17	10	農家等の農薬使用者に対し講習会を開催し、農薬の適正使用を推進します。	営農支援課
	イ 農薬の管理を含めた総合的な自主管理体制の取り組み	3,国のガイドラインに基づいたGAPの導入経営体数(経営体/年)	5	5	生産工程における適切な管理、生産方法を示すための手法であるGAP(農業生産工程管理)を生産者に対して普及します。	営農支援課
		4,環境保全型農業実践数	2006 (2施策合計)	2,502	化学肥料や化学農薬の低減による環境保全型の生産方式に取り組むエコファーマーの育成の推進や、農薬や化学肥料を削減した特別栽培農産物を認証する制度等を、普及啓発していきます。	営農支援課
	ウ 残留農薬検査等の実施	5,流通農産物の残留農薬検査(検査実施予定数の達成率)(%/年)	110	100	沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、農産物の残留農薬検査を実施し、検査結果については、生産者へフィードバックし、農薬の適正指導を推進します。	薬務生活衛生課
施策項目			現状	目標値	取り組み内容	担当課
基本施策		目標 (個別の取り組み)	(R5年度実績値)	(R11年度)		
(2) 安全安心な畜産物・水産物の提供の推進	ア TSE(BSE)対策の推進	6,TSE(BSE)スクリーニング検査頭数(頭/年)	6	随時	と畜検査時にTSE(BSE)を疑う症状を呈した牛及び山羊を対象にTSE(BSE)検査を実施します。	薬務生活衛生課
	イ と畜検査・食鳥検査の実施及び食肉・食鳥肉の衛生確保の推進	7,と畜場・食鳥処理場職員への講習会開催回数(回/年)	8	8	と畜場及び食鳥処理場における衛生管理について、講習会を実施し、衛生意識の向上を図り、自主管理体制の構築を促進します。	薬務生活衛生課
		8,と畜場の監視回数(監視予定回数の達成率)(%/年)	100	100	沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、と畜場の衛生管理について、監視指導の徹底と自主管理体制の構築を促進します。	薬務生活衛生課
		9,食鳥処理場(大規模・認定小規模)の監視回数(監視予定回数の達成率)(%/年)	100	100	沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、食鳥処理場の衛生管理について、監視指導の徹底と自主管理体制の構築を促進します。	薬務生活衛生課
	ウ 鶏卵衛生管理体制の整備	10,養鶏場のサルモネラ検査数(検体/年)	148	随時	安全な畜産物の供給体制を推進するため、鶏、環境等についてサルモネラに係るモニタリング検査を鶏卵衛生推進農家に対し実施します。(新規)	畜産課
	エ 動物用医薬品等の適正使用の促進と監視指導の充実	11,動物用医薬品の適正使用にかかわる監視指導(件/年)	48	1→45	動物用医薬品の適正使用を推進するため、畜産農家や獣医師に加え、動物用医薬品販売業者への監視と指導を実施します。	畜産課
		12,飼料等の製造・流通段階における検査や指導数(件/年)	56	25→35	畜産飼料の製造業者、輸入業者に対し、製造・流通段階における検査や保管等管理の指導を実施します。	畜産課
		13,畜水産食品の残留抗生物質検査数(検査実施予定数の達成率)(%/年)	102	100	沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査を実施します。	薬務生活衛生課
		14,養殖経営体数に対する指導経営体数の割合(%/年)	100	100	養殖業者に対し、飼料や水産用医薬品等の適正使用及び記録管理について指導します。	水産課
		15,水産用医薬品使用実態調査の実施回数(回/年)	1	1	水産用医薬品の使用実態調査を実施します。	水産課
	オ 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化	16,家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化に係る連絡会議等の開催回数(回/年)	37	4→8	関係機関と連携を図り、家畜伝染病が発生した場合における危機管理体制を構築し、発生時における畜産物の流通指導及び安全安心情報を提供します。	畜産課
		17,鳥インフルエンザ発生予防体制の強化における確認指導(件/年)→新規	—	50	100羽以上の家さん飼養農場の飼養衛生管理基準の順守状況について、確認と指導を実施します。	畜産課
	カ 和牛ブランドの信頼性の確保	18,家畜人工授精所の立入検査(件/年)→新規	—	40	和牛血統不一致の再発防止を図るため、関係機関と連携し、県内の家畜人口授精所に対し立入検査・指導を行います。	畜産課

施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保

施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(R5年度実績値)	(R11年度)			
(3) 食品の製造・調理・販売段階における安全安心の確保	ア 食品関連事業者に対する監視指導	19,食品施設監視指導回数(監視指導実施予定数の達成率) (%) / 年)	125	100	沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、沖縄県の地域特性や過去の食中毒状況等を踏まえ食品関連事業者に対し、監視指導を実施します。	業務生活衛生課
	イ 食品関連事業者の自主管理の促進	20,食中毒予防のための講習会開催回数 (%) / 年)	217	100	沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生講習会兼食品衛生責任者実務講習会を開催し、食品関連事業者に対して食品衛生に関する指導・助言を行い食品衛生思想の普及啓発に努めます。	業務生活衛生課
		21,食品衛生責任者養成講習会等での講義回数 (回/年)	38	12→23	食品衛生責任者講習会等を開催し、または講師を派遣し、食品営業施設の衛生管理の向上を図ります。	業務生活衛生課
		22,HACCPの導入及び適切な運用に関する指導助言(数値目標なし)→変更	41	5→随時	国際標準の衛生管理手法であるHACCP(ハザップ)に沿った衛生管理を促進するため、監視指導、講習会等あらゆる機会に食品等事業者を対象にHACCP導入及び適切な運用に関する助言指導を行います。	業務生活衛生課
		23,食品関連事業者団体による巡回指導件数 (%) / 年)	4,469	4,469回→100%	食品関連事業者が実施する自主管理のための取り組みに対して支援します。	業務生活衛生課
	ウ 食品収去検査の実施	24,食品の収去検査検体数(検査実施予定検体数の達成率) (%) / 年)	118	100	沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、食品の収去検査を実施し、不良食品を排除し、流通食品の安全確保を図ります。	業務生活衛生課
	エ 流通食品の放射性物質検査の実施(新規追加)	25,流通食品の放射性物質検査検体数(検査実施予定検体数の達成率) (%) / 年)	100	100	沖縄県食品の放射性物質検査実施要領に基づき、毎年度検査実施計画を策定し、県内で流通している食品(農産物・水産物・加工食品・乳製品・その他)の放射性セシウムの検査を実施します。	業務生活衛生課
	オ 学校給食の安全性の確保	26,定期点検を実施する学校給食施設数の割合 (%) / 年)	※121	※121→100	学校給食調理施設及び給食用食品の定期的な点検を実施し、衛生管理の徹底を図るよう指導します。	保健体育課
		27,学校給食関係者に対する研修会の開催回数 (回/年)	5	5	学校給食関係者に対し、調理場の衛生管理や食品の安全安心等の研修を実施し、安全安心な学校給食の確保を推進します。	保健体育課
※124が数値目標だが、施設の統廃合で減少し121が全施設数となった。						
施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(R5年度実績値)	(R11年度)			
(4) 食品表示の適正化の推進	ア 各法律に基づく監視指導の充実	28,食品表示法に関する巡回調査・点検件数 (件/年)新設	20,537	18,300→18,350	食品製造・加工業者、食品販売業者等を巡回し、食品表示法に基づく表示適正化の指導を強化します。	業務生活衛生課、流通・加工推進課、健康長寿課
		29,健康増進法の誇大表示に係わる巡回調査・点検件数(件/年)	314	300→350	食品として販売される物に関する広告その他の表示について、健康増進法に基づく表示適正化の指導を強化します。	健康長寿課
		30,景品表示法に関する相談及び表示指導件数 (件/年)	23	随時	景品表示法の適正な運用のため、食品関係事業者からの表示に関する問い合わせや一般消費者からの苦情・申告を受け付けます。	生活安全安心課
		31,景品表示法に基づく観光土産品の表示指導回数 (回/年)	2	2	食品製造加工業者が製造販売する観光土産品について、景品表示法に基づく表示適正化の指導を強化します。	生活安全安心課
	イ 適正な食品表示の促進	32,食品表示法等に関する表示講習会開催回数 (回/年)	8	5	食品関連事業者を対象に食品表示法に関する講習会を開催し、適正な表示知識を普及啓発します。	業務生活衛生課、流通・加工推進課、健康長寿課
		33,景品表示法に関する表示講習会の開催回数 (回/年)	5	3→5	食品関連事業者を対象に景品表示法に関する講習会を開催し、適正な表示知識を普及啓発します。	生活安全安心課
		34,医薬品医療機器等法(旧:薬事法)に関する表示講習会の開催回数 (回/年)	5	1→5	食品関連事業者、食品に関する広告を行う業者等を対象に講習会を開催し、適正な表示知識を普及啓発します。	業務生活衛生課
		(5) 輸入食品の安全対策の強化	ア 検疫所と連携した監視体制の充実	35,検疫所と連携した監視体制の充実	—	随時

施策3 食品の安全安心確保のための体制の充実

施策項目		現状	目標値	取り組み内容	担当課	
基本施策	目標 (個別の取り組み)	(R5年度 実績値)	(R11年 度)			
(6)食品の 安全安心に 関する調 査・研究の 推進	ア 農薬の使用 量低減のた めの研究の推 進	36,化学合成農薬低減に向け た試験項目及び普及(課題/ 年) →変更	2	2→3	県産農産物栽培における化学肥料低減 のための試験研究、及び普及を実施しま す。	営農支援 課
	イ 食中毒に ついての調査 研究	37,食中毒菌汚染実態調査検 体数(調査実施予定検体数 の達成率) (%) /年)	139	100	食品の食中毒菌汚染実態調査実施要領 に基づき、汚染食品を排除し、食中毒発 生の未然防止対策を図るため、流通食品 の細菌汚染実態調査を実施します。	業務生活 衛生課
		38,シガテラ対策に係る調査 研究→新規	—	100	本県以外での発生は稀なシガテラ食中 毒は、県内では毎年発生し食中毒発生 件数の上位であるため、流通されている 魚類のシガテラ含有量、魚種等の調査を 行い、効果的な対策を図ります。	業務生活 衛生課、 水産課
	ウ 食品衛生 検査施設にお ける信頼性の 確保	39,内部点検の実施施設数 (施設/年)	8	8	食品衛生検査施設における検査を正確 かつ迅速に実施するためには、日々の管 理業務が重要であるため、その適正管理 状況を確認するための内部点検を行います。	業務生活 衛生課
		40,精度管理(微生物・理化 学)の実施回数 (回/年)	2	2	食品衛生検査施設における検査を正確 かつ迅速に実施するためには、日々の管 理業務が重要であるため、その適正管理 状況を確認するための内部点検を行います。	業務生活 衛生課
		41,外部精度管理調査への参 加施設数 (施設/年)	3	2	本県の食品衛生検査施設の検査精度を 全国レベルで確認するため、(一財)食品 薬品安全センターが実施する外部精度 管理調査に参加し、客観的な評価を受け ます。	業務生活 衛生課

施策項目			現状	目標値	取り組み内容	担当課
基本施策		目標 (個別の取り組み)	(R5年度 実績値)	(R11年 度)		
(7)緊急事態における体制の維持・強化	ア 緊急時の関係各課の連携の推進	42.緊急時の関係各課の連携の推進	—	随時	緊急事態が発生した場合は、沖縄県健康危機管理対策要綱等にて対応し、全庁的な対応が必要な場合には、沖縄県食品の安全安心推進本部会を開催し、的確な対応と拡大防止に努めます。	業務生活衛生課

1

2

3

施策4 食品の安全安心に関する理解促進

施策項目			現状	目標値	取り組み内容	担当課
基本施策		目標 (個別の取り組み)	(R5年度実績値)	(R11年度)		
(8) 安全安心な食品に関する知識の普及啓発	ア 一般消費者の食品に関する知識の普及啓発	43,消費者への啓発のための講座実施回数(回/年)	17	5→6	エシカル(倫理的)消費の観点から、食品についての正しい知識を普及させるための講座を実施します。	生活安全安心課
		44,食中毒予防イベント回数(回/数)	6	5→6	消費者を対象にイベントを開催し、食中毒予防のための衛生管理に関する知識の普及啓発活動を行います。	薬務生活衛生課
	イ 幼児・児童生徒の食品に関する理解促進	45,給食だより等の発行数(回/年)	11	11	学校給食だより等を発行し、家庭における食品衛生及び食品の安全安心確保について、情報提供、普及啓発活動を進めます。	保健体育課
	ウ 学校給食における食物アレルギーへの対応	46,学校給食アレルギー献立表の発行数(回/年)	11	11	学校給食アレルギー献立表(詳細な献立表)を事前に学校・家庭に配布し、給食時において誤食がないよう給食の安全の確保について情報提供を行います。	保健体育課

施策5 安全安心な県産食品の推奨

施策項目			現状	目標値	取り組み内容	担当課
基本施策		目標 (個別の取り組み)	(R5年度実績値)	(R11年度)		
(9) 優良な県産食品の推奨	ア 優良県産品の推奨	47,優良県産品の宣伝・普及啓発(回/年)	10	随時→10	優良県産品の展示・宣伝、普及啓発に取り組みます。	グローバルマーケット戦略課

施策6 食品の安全安心に関する情報の提供、公開、意見交換の推進

施策項目			現状	目標値	取り組み内容	担当課
基本施策		目標 (個別の取り組み)	(R5年度実績値)	(R11年度)		
(10) 食品に関する正しい情報の提供	ア 迅速な情報提供の推進	48,食品の安全安心に関する情報の発信(回/年)	10	随時	沖縄県のホームページにおいて、食品の自主回収や緊急情報など食品の安全性に関する情報提供を行います。	薬務生活衛生課
		49,食中毒関連情報の発信数(回/年)	10	随時	食品による健康被害の拡大防止及び再発防止を図るため、必要に応じて、食中毒に関する情報を発信します。	薬務生活衛生課
	イ 観光客、在住外国人への食品に関する情報提供	50,県内観光客への食材等のアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信→新規	—	随時	食品関係を所管する幹事課より、食品アレルギー物質や食中毒防止に関する情報やリーフレット等の提供を受け、観光客へ周知していきます。	観光振興課
		51,在住外国人への食品に関するアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信→新規	—	随時	在住外国人へ食品の安全安心に関する知識の普及啓発のため、食品関係を所管する幹事課と連携し、多言語に対応したリーフレット等を活用し、情報を発信していきます。	交流推進課
(11) 意見交換会の充実	ウ 県民、食品関連事業者との意見交換会の開催回数	52,食品の安全安心に関する意見交換会の開催回数(回/年)	1	1	食品の安全安心の確保について、食品関連事業者及び消費者等を対象に意見交換会や講習会等を開催します。	薬務生活衛生課

第4章 施策の展開

目標Ⅰ 安全安心な食品の確保

施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保

基本施策 (1) 安全安心な農産物の提供の推進

安全で安心な農産物を供給するためには、基準値を超えた農薬が農作物に残留しないよう、農薬の適正使用を徹底し、農薬の低減化に向け、自主管理体制の構築を推進するとともに、農作物の収去検査を引き続き行うことが必要です。

ア 生産現場における農薬の適正使用（営農支援課）

<取り組みのポイント>

- 農薬販売店に対する立入検査を計画的に実施し、農薬の適正な販売・管理を推進し、無登録農薬等の流通防止のための監視・指導を実施します。
- 農家等の農薬使用者を対象に、講習会を開催し、農薬の適正使用を促進します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
1 農薬販売店に対する立入検査件数（件/年）	108	100
2 農薬適正使用講習会の開催回数（回/年）	17	10

【数値目標の考え方】

- 1 農薬販売店に対する立入検査件数
県内全域で、農薬の取扱量の多い販売店を中心に、立入検査を行うことを目標値としています。
- 2 農薬適正使用講習会の開催回数
県内全域で、主に生産農家を対象に、年間10回の講習会を開催することを目標値としています。

イ 農薬の管理を含めた総合的な自主管理体制の取り組み（営農支援課）

<取り組みのポイント>

- 生産工程における適切な管理、生産方法を示すための手法であるGAP（農業生産工程管理）を生産者に対して普及します。
- 化学肥料や化学合成農薬の低減による環境保全型農業の生産方式に取り組んでいる農業者の認定制度であるエコファーマーの育成を推進します。
- 化学合成農薬や化学肥料の削減等により生産された農産物を「沖縄県特別栽培農産物」として認証する制度を普及啓発し、認証を推進します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
3 国のガイドラインに基づいたGAPの導入経営体数 (経営体/年)	5	5
4 環境保全型農業実践数（累計）（年）	2,006 (2施策合計)	2,502

【数値目標の考え方】

- 3 国のガイドラインに基づいたGAPの導入経営体数
毎年度、国のガイドラインに基づいたGAPを5経営体に導入することを数値目標としています。
- 4 化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に取り組むエコファーマーの認定件数及び特別栽培農産物認証件数の合計を環境保全型農業の実践数（累計）として、毎年度75件の認定・認証を目標と設定し、令和11年度には2,502件の環境保全型農業の実践数を目標としています。

用語の解説

G A P（農業生産工程管理：Good Agricultural Practice）

農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいい、食品の安全生向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、農業経営の改善や効率化につながる取組です。

エコファーマー

エコファーマーとは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第2条第4項第1号に関する環境負荷低減事業活動実施計画を立て、沖縄県知事の認定を受けた農業者のことを言います。実施計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付しての販売ができます。



特別栽培農産物認証制度

化学合成農薬や化学肥料の使用回数及び使用量を低減する等、一定の要件を満たして生産された農産物を特別栽培農産物として沖縄県が認証します。

認証を受けた農産物は、県の認証を受けた旨を表示する認証マークを貼付し、出荷・販売ができます。

ウ 残留農薬検査等の実施（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

■販売店等から収去した農産物について残留農薬の検査を実施し、検査結果については、生産者及び関係課にフィードバックし、農薬の適正指導を行います。

■生産者団体等に対して、残留農薬の自主検査を推進します。

目 標

個別の取り組み		現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
5	流通農産物の残留農薬検査(検査実施予定数の達成率) (%/年)	1 1 0	1 0 0

【数値目標の考え方】

5 流通農産物の残留農薬検査数

残留農薬の検査実施予定数は、毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計画」で定めており、毎年度の監視指導計画に基づく検査実施予定数の達成率を目標値としています。

用語の解説

収去検査

収去検査とは、小売店などから検査のために必要な量の食品を無償で採取し行う検査で、食品衛生法第28条に基づく、食品の安全性の確認を目的とするものと、食品表示法第8条に基づく食品表示の適性確保を目的とするものがあります。

沖縄県食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき厚生労働省が示した指針を基に、県内における食品営業施設の設置状況、食品衛生上の危害の発生状況等、地域の実情に合わせて、毎年度、監視指導計画を定めています。

施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保

基本施策 (2) 安全安心な畜産物・水産物の提供の推進

安全で安心な畜産物を供給するためには、と畜場及び食鳥処理場における食肉・食鳥肉の検査による衛生確保対策、牛海綿状脳症（BSE）を含む伝達性海綿状脳症（TSE）対策、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の防疫対策が必要です。

また、安全で安心な水産物を供給するためには、養殖業者による水産用医薬品の適正使用・管理が必要です。

ア TSE（BSE）対策の推進（畜産課、薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

■と畜場に搬入される牛や山羊について、TSE（BSE）に感染していないかどうかを確認するため、TSE（BSE）スクリーニング検査を実施します。牛については、生体検査において、行動異常又は神経症状を呈する牛について検査を行います。山羊については、生体検査において消瘦、被毛粗剛、異常行動、運動失調などの臨床症状を呈する山羊について検査を行います。

■TSE（BSE）の感染源となる異常プリオンが蓄積する特定危険部位の除去及び焼却処

理を徹底します。

■死亡牛のうち「BSE の特定症状を呈していた全月齢の牛」、「特定症状以外で BSE が否定できない症状を呈していた全月齢の牛」について検査を行います。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
6 T S E (B S E) スクリーニング検査頭数 (頭/年)	6	随時

【数値目標の考え方】

6 T S E (B S E) スクリーニング検査頭数

牛及び山羊の T S E 検査については、と畜検査時に T S E (B S E) を疑う症状を呈した獣畜を対象に検査を行うことから目標値は数値化せず、随時としています。

用語の解説

TSE (伝染性海綿状脳症) 及び BSE (牛海綿状脳症)

牛海綿状脳症 (BSE : Bovine Spongiform Encephalopathy) は、伝達性海綿状脳症 (TSE : Transmissible Spongiform Encephalopathy) の一つで、異常プリオンタンパク質が主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状となり、異常行動、運動失調などの神経症状を示し、最終的には死に至ります。

BSE 検査は、平成 17 年 10 月 1 日よりスクリーニング検査の対象に、めん羊及び山羊が加わり、検査名が伝染性海綿状脳症 (TSE) 検査と改名されました。TSE に関する病気として、牛の BSE、めん羊及び山羊のスクレイピー等があります。

特定危険部位

異常プリオンが蓄積する可能性があるため、除去及び焼却が義務付けされている部位のことで、牛の場合は、30 か月超齢の頭部 (舌・頬肉・皮以外)、脊髄、脊柱と、全月齢の扁桃、回腸遠位部が該当します。

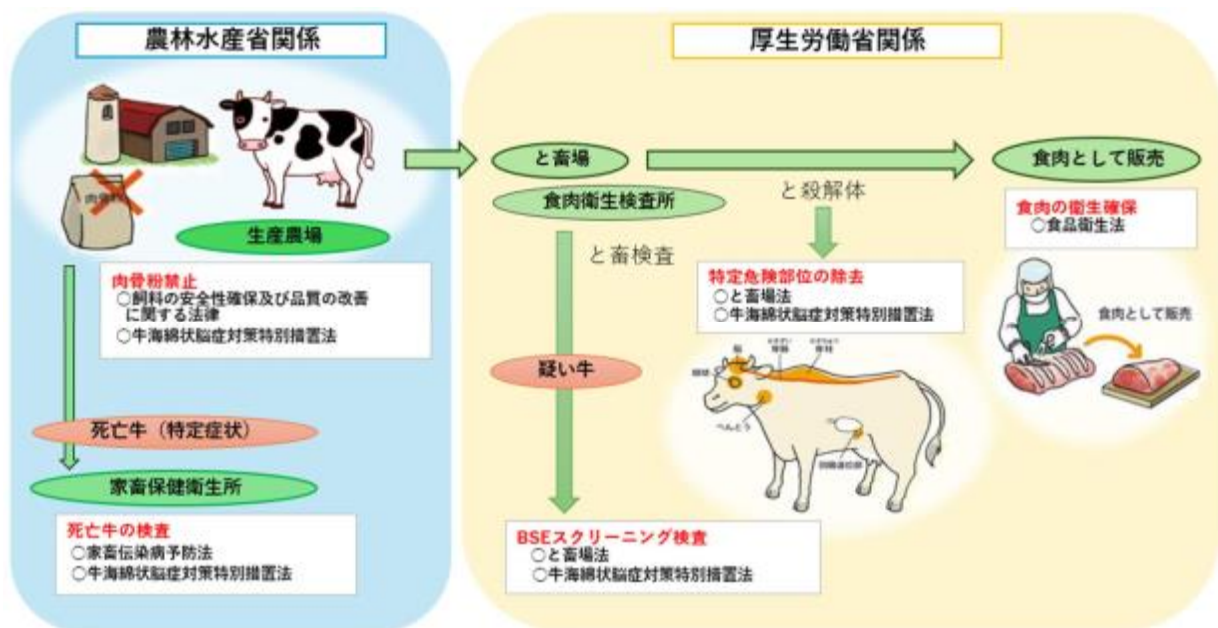


図 12 B S E 検査の流れ

イ と畜検査・食鳥検査の実施及び食肉・食鳥肉の衛生確保の推進（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

- 食肉・食鳥肉の安全を確保し、食用として適しているかどうかを確認するため、と畜検査や食鳥検査を実施し、検査で異常が認められた場合は廃棄等の処分を行います。
- と畜場及び食鳥処理場の衛生管理について、作業従事者向けの講習会を実施し、衛生意識の向上を図り、自主管理体制の構築を促進します。
- と畜場及び食鳥処理場の実施する HACCP による衛生管理について、外部検証（現場検査、記録検査、微生物検査等）を行い、監視・指導により衛生管理の向上を図ります。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
7 と畜場・食鳥処理場職員への講習会開催回数（回／年）	8	8
8 と畜場の監視回数（監視予定回数の達成率（％／年））	100	100
9 食鳥処理場（大規模・認定小規模）の監視回数（監視予定回数の達成率）（％／年）	100	100

【数値目標の考え方】

- 7 と畜場・食鳥処理場職員への講習会開催回数
- と畜場・食鳥処理場の作業従業者向けに、年間 8 回の講習会を開催することを目標とし

ています。

8 と畜場の監視回数

と畜場の監視回数は、毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計画」で定めており、毎年度の監視指導計画に基づく監視予定回数の達成率を目標値としています。

9 食鳥処理場(大規模・認定小規模)の監視回数

食鳥処理場の監視回数は、毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計画」で定めており、毎年度の監視指導計画に基づく監視予定回数の達成率を目標値としています。

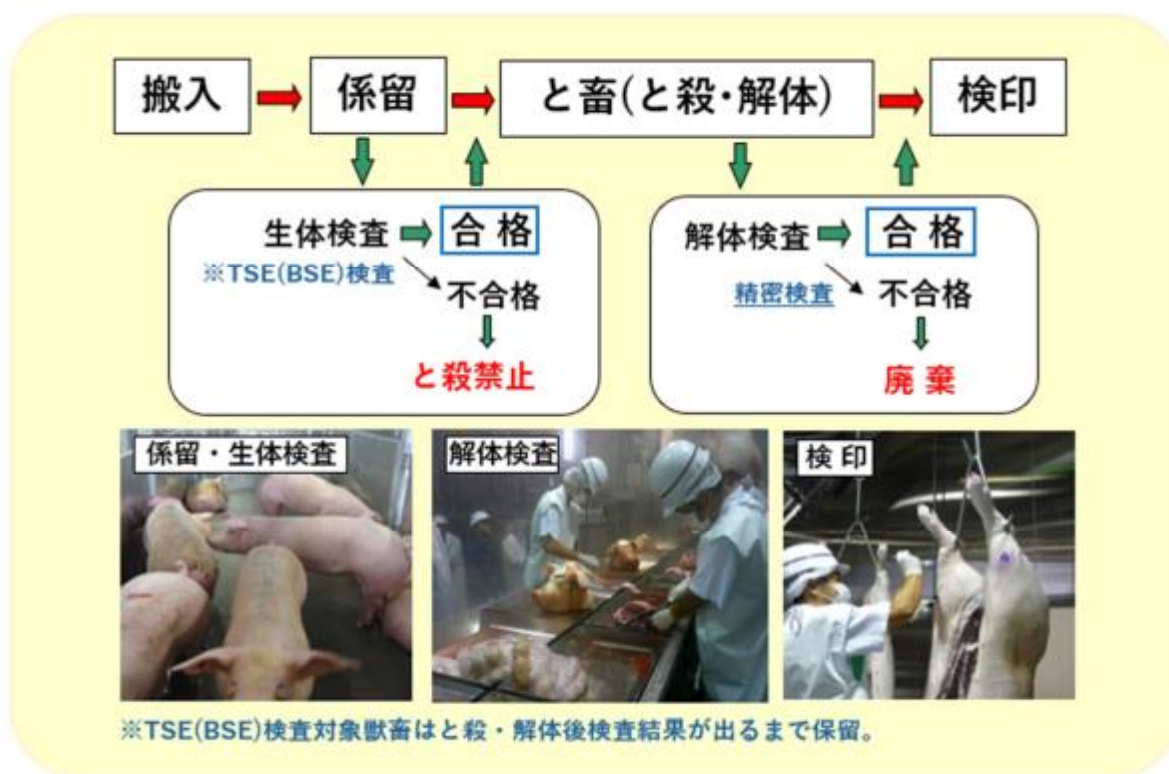


図 13 と畜検査の流れ

ウ 鶏卵衛生管理体制の整備（畜産課）

<取り組みのポイント>

■安全な鶏卵の供給体制を推進します。

■鶏、ネズミ、衛生害虫、環境等についてサルモネラに係るモニタリング検査を行い、衛生状態を継続的に把握し、当該結果に対し疫学的な検討を行い、衛生管理の推進を図ります。

目 標

個別の取り組み	現状 (R5 年度実績)	目標値 (R11 年度)
10 養鶏場のサルモネラ検査数（検体/年）	1 4 8	随時

【数値目標の考え方】

10 養鶏場のサルモネラ検査数

本調査は、サルモネラフリー農場を目指した**取り組みとして**、サルモネラ菌が存在しそうな場所の拭き取り調査や害虫や採卵鶏の糞便などを行います。

本調査は、継続的に**行っており**毎回サルモネラ菌が存在しそうな場所や、検体を選択しているため目標値を随時としております。

エ 動物用医薬品等の適正使用の促進と監視指導の充実（畜産課、薬務生活衛生課、水産課）

<取り組みのポイント>

■動物用医薬品の畜産物への残留防止を推進します。

■**畜産農家や獣医師に加え、動物用医薬品販売業者等への監視と指導を実施し**、不適正な医薬品の使用が確認された場合は、速やかに**是正されるよう**指導します。

■飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及びB S E 発生防止のため反芻動物用飼料への動物由来たんぱく質の混入防止に関するガイドラインの遵守を推進します。

■畜産飼料の製造、輸入及び販売業者等に対し、製造・流通段階における検査や指導を実施します。

■食肉（牛・豚・鶏）、鶏卵、乳、はちみつ及び養殖魚介類等の畜水産食品について、残留動物用医薬品等（動物用医薬品、抗生物質、合成抗菌剤）についてのモニタリング検査を行います。

■養殖魚介類を安全・安心な食品として生産するために、養殖業者に対し、飼料や水産用医薬品等の適正使用及び記録管理について、巡回指導を行います。

■養殖業者に対し、水産用医薬品の使用状況を把握するため、水産医薬品の使用実態調査を行います。

1 目 標

個別の取り組み	現状 (R5年度実績値)	目標値 (R11年度)
11 動物用医薬品の適正使用にかかる監視指導（件／年）	4 8	4 5
12 飼料等の製造・流通段階における検査や指導数（件／年）	5 6	3 0
13 畜水産食品の残留抗生物質検査数（検査実施予定数の達成率）（％／年）	1 0 2	1 0 0
14 繁殖経営体数に対する指導経営体数の割合（％／年）	1 0 0	1 0 0
15 水産用医薬品使用実態調査の実施回数（回／年）	1	1

2 【数値目標の考え方】

3 11 動物用医薬品の適正使用にかかる監視指導

4 毎年度の指導計画に基づく実施予定数を目標値としています。

5 12 飼料等の製造・流通段階における検査や指導数

6 県内の畜産飼料の製造、輸入及び販売業者等を5年間で全て立入検査するとしたとき
7 の年間立入業者数となっております。

8 13 畜水産食品の残留抗生物質検査数

9 畜水産食品の残留抗生物質検査数は、毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計
10 画」で定めています。毎年度の監視指導計画に基づく検査実施予定数の達成率を目標
11 値としています。

12 14 養殖経営体数に対する指導経営体数の割合

13 県内で給餌養殖を行っている全経営体への巡回指導を行うことを目標としています。

14 15 水産用医薬品使用実態調査の実施回数

15 県内で給餌養殖を行っている経営体に対して、年に1回、医薬品の使用実態調査を行
16 うことを目標としています
17

18

19

20

21

22

23

24

25

用語の解説

動物用医薬品

畜産動物や養殖魚に対して、病気の治療や予防のための抗生物質、寄生虫駆除剤、栄養成分補給のための飼料添加物など、飼育段階で使用される化学物質のことをいいます。動物用医薬品が残留した畜産物などによって、人の健康を損なわないよう、その使用方法や出荷前の使用禁止期間、食品中の残留基準値などを定めています。



水産用ワクチン接種講習会



養殖生産者会議

オ 家畜伝性病発生予防及び危機管理体制の強化（畜産課）

<取り組みのポイント>

- 安全・安心な畜産物を供給するために、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生を予防する必要があります。
- 家畜伝染病が発生した場合には、関係機関と連携を図り、迅速な対応ができるよう、危機管理体制を構築するとともに、発生時における畜産物の流通指導及び安全安心情報を提供します。
- 家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準に基づき、衛生管理が適切に行われるよう監視・指導を強化します。
- 令和4年12月に沖縄県では初めてとなる高病原性鳥インフルエンザの発生があり、感染拡大防止のための防疫対応を行いました。鳥インフルエンザが発生した場合でも感染が確認された鶏の肉や卵が市場に出回ることはありませんが、発生予防のため、県内の養鶏場における飼養衛生管理の向上について万全の対策が講じられるよう、飼養者による点検の実施に加え、点検結果を踏まえた改善指導を実施します。

目 標

個別の取り組み	現状 (R5 年度実績値)	※目標値 (R11 年)
16 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化に係る連絡 会議等の開催回数 (回/年)	3 7	8
17 鳥インフルエンザ発生予防体制の強化における確認指導 (件/年)	※ ⁵	5 0

※⁵ 第5期推進計画(R7～R11)の新規施策

【数値目標の考え方】

- 16 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化に係る連携会議等の開催回数
家畜伝染病が発生した場合を想定し、防疫体制や関係機関の役割等を事前に確認する連
携会議及び防疫演習を県内の4家畜保健衛生所(中央・北部・宮古・八重山)で、開催
することを目標としています。
- 17 鳥インフルエンザ発生予防体制の強化における確認指導
県内の小規模を除く家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、そ
の確認と改善指導を実施することを目標としています。



特定家畜伝染病防疫実働演

力 和牛ブランドの信頼性の確保 (畜産課)

<取り組みのポイント>

- 家畜人工授精所に対し立入検査を計画的に実施し、家畜人工授精業務の実施状況や
和牛遺伝資源の記録管理について確認・指導を行います。

目 標

個別の取り組み	現状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
18 家畜人工授精所の立入検査 (件／年)	※ ⁶	4 0

※⁶ 第5期推進計画（R7～R11）の新規施策

【数値目標の考え方】

18 家畜人工授精所への立入検査数

毎年度 40 件の立入検査を目標とし、令和 11 年度には県内全ての家畜人工授精所に立入検査を実施することを目標にしています。

施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保

基本施策 (3) 食品の製造・調理・販売段階における安全安心の確保

安全で安心な食品の提供は、食品関連事業者の責務であり、食品関連事業者の取り組みを確実なものとし、自主管理体制の構築を促進する必要があります。

また、法令に基づく規格基準に適合しない食品や、腐敗や異物が混入した不良な食品が流通しないように、生産から消費に至るまでの各行程において、監視・指導を行うとともに、流通食品の収去検査を行い、その安全性を確保する必要があります。

学校給食に対しては、大量調理施設として重点的に監視を行い、学校給食関係者への研修会を通じて、食中毒の発生を防止し、安全・安心な給食を提供する必要があります。

ア 食品関連事業者に対する監視指導（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

■大量調理施設、広域流通食品を製造する施設等、特に衛生管理が必要な食品を取り扱う施設を対象に、食品衛生広域監視班を設置して重点的に監視を行い、食品に起因する事故や違反食品の未然防止を図ります。

■沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、食品の製造・販売の実態や食中毒の発生状況等を考慮して、立入検査回数を定めて、食品関連事業者に対する監視・指導を行い、違反を発見した場合には、必要な措置を講じます。

目 標

個別の取り組み	現状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
19 食品施設監視指導回数（監視指導実施予定数の達成率）（％／年）	1 2 5	1 0 0

【数値目標の考え方】

19 食品施設監視指導回数

食品施設監視指導回数は、毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計画」で定め
おり、毎年度の監視指導計画に基づく監視指導実施予定数の達成率を目標値としていま
す。

イ 食品関連事業者の自主管理の促進（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

■食品関連事業者を対象に、食中毒予防のための衛生講習会や食品衛生責任者を対象に実務
講習会を開催し、食品衛生に対する正しい知識の普及啓発を図ります。

■飲食店や食品製造施設等の営業許可施設には、食品衛生責任者の設置が義務付けされてい
ることから、一般社団法人沖縄県食品衛生協会が主催する食品衛生責任者養成講習会へ講
師を派遣し、その責任や役割の周知を図ります。

■国際標準の衛生管理手法であるH A C C P（ハサップ）に沿った衛生管理の適切な運用・
定着が図られるよう食品関連事業者を対象に、アンケート調査等により実態把握を行い、
分析し助言指導を行います。

■一般社団法人沖縄県食品衛生協会では、食品関連事業者への巡回指導を通じて、食品の衛
生的な取り扱いの指導や助言を行い、食品業界全体のレベルアップを図っており、県はそ
の取り組みに対する支援を行います。

目 標

個別の取り組み	現状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
20 食中毒予防のための講習会開催回数（％／年）	2 1 7	1 0 0
21 食品衛生責任者養成講習会等での講義回数（回／年）	3 8	2 3
22 H A C C Pの導入及び適切な運用に関する指導助言	4 1	随時
23 食品関連事業者団体による巡回指導件数（実施計画数の達成率％／年）	4,4 6 9	1 0 0

【数値目標の考え方】

20 食中毒予防のための講習会開催回数

毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計画」で講習会開催回数を定め、その計画の達成率を目標値としています。

21 食品衛生責任者養成講習会への講師派遣回数

県内5保健所（北部・中部・南部・宮古・八重山）で、一般社団法人沖縄県食品衛生協会が主催する講習会へ講師を派遣し、その派遣・講義回数を数値目標としています。

22 各種講習会でアンケート調査等を行い、その結果を分析しHACCPの導入及び適切な運用、定着を図るために指導助言を数値目標は設定せずに随時行います。

23 食品関連事業者団体による巡回指導件数

一般社団法人沖縄県食品衛生協会の県内各支部が実施する食品関連事業者への巡回指導について、委託契約に基づく実施計画数の達成率を目標としています。

用語の解説

HACCP（ハサップ：Hazard Analysis Critical Control Point）

各工程の危害要因を分析し、その危害発生防止につながる特に重要な工程を重点的に管理する衛生管理手法のことです。

用語の解説

食品関連事業者

生産から消費者へ販売されるまでの行程で、食品の安全性に影響を及ぼす可能性のある事業を行う者を指します。具体的な事業活動の種類は、次のとおりです。

①農林水産物の生産段階については、農林水産物の生産活動そのものに加えて、肥料、農薬、飼料添加物、動物用の医薬品等の生産資材に係る事業活動

②食品の製造、加工、調理、輸入、流通、販売の段階については、食品衛生法において規制対象としている食品及び添加物並びに器具及び容器包装に係る事業活動

ウ 食品収去検査の実施（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

■流通している食品について、食品衛生法で定められた規格基準等の検査を行い、流通食品の安全性を確保します。

■沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、県内で製造された食品及び県内に流通する食品等を対象に収去検査を実施し、残留農薬や添加物、微生物等の試験検査を行い、不良食品を排除します。

目 標

個別の取り組み	現状 (R5年度実績値)	目標値 (R11年度)
24 食品の収去検査検体数（検査実施予定検体数の達成率）（％/年）	118	100

【数値目標の考え方】

24 食品の収去検査検体数

食品の収去検査検体数は、毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計画」で定められており、毎年度の監視指導計画に基づく検査実施予定検体数の達成率を目標値としています。

エ 流通食品の放射性物質検査の実施（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

■平成23年の東日本大震災による原子力発電所事故により、一部の食品から放射性物質が検出され、出荷制限が行われるなど、全国的に放射性物質汚染問題が起きました。

これを受け、県では、平成24年度から、主に県外で製造された流通食品について、モニタリング検査を開始しており、継続して検査を行うことで、流通食品の安全性を確認します。

■沖縄県食品の放射性物質検査実施要領に基づき、毎年度検査実施計画を策定し、県内で流通している食品（農産物・水産物・加工食品・乳製品・その他）の放射性セシウムの検査を行います。

目 標

個別の取り組み	現状 (R5年度実績値)	目標値 (R11年度)
25 流通食品の放射性物質検査検体数（検体実施予定検体数の達成率）（%/年）	100	100

【数値目標の考え方】

25 流通食品の放射性物質検査検体数（検体/年）

流通食品の放射性物質検査検体数は、毎年度策定される「沖縄県食品の放射性物質検査計画」で定めており、毎年度の検査計画に基づく検査実施予定検体数の達成率を目標値としています。

オ 学校給食の安全性の確保（保健体育課、薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

■学校給食衛生管理基準に基づき、学校給食について指導・助言を行います。

■学校給食施設のドライシステム化やドライ運用について指導・助言を行います。

■衛生管理の徹底を図るため、学校給食用食品の定期点検の重要性や実施について周知を行います。

■学校給食関係者に対し、調理施設や食品の衛生管理等の研修を実施し、学校給食の安全性の確保を促進します。

■沖縄県食品衛生監視指導計画及び大量調理施設管理マニュアルに基づき、学校給食施設について、監視・指導を行います。

目 標

個別の取り組み	現状 (R5年度実績値)	目標値 (R11年度)
26 定期点検を実施する学校給食施設数の割合（%/年）	※ ⁷ 121	100
27 学校給食関係者に対する研修会の開催回数（回/年）	5	5

※⁷ 施設数の変動があるため、施設数の割合の数値を目標値とします。

【数値目標の考え方】

26 定期点検を実施する学校給食施設数の割合

県内学校給食調理場において、学校給食用食品の定期的な点検を行うことを目標値としています。

27 学校給食関係者に対する研修会の開催回数

学校給食関係者（栄養教諭、学校栄養職員、調理員、調理場関係者・行政給食担当、給食主任（教諭）等）の対象者別に研修会の開催を目標にしています。

施策２ 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保

基本施策 （４）食品表示の適正化の推進

食品の表示は、消費者が食品を選択するための重要な情報源であり、消費者が安心して食品を購入できるように、適正で正確な表示を行うことが求められていますが、関係法令が多岐に渡り、表示内容も複雑であるため、関係法令について熟知していなければ、適正な表示をすることはできません。

しかしながら、表示を行う事業者の認識不足や法令遵守の意識の欠如により、賞味期限の改ざんや原産地の偽装をはじめ、添加物やアレルギー物質の表示漏れ等の不適正な表示が依然として散見されます。

そこで、県では引き続き、関係法令に基づき、表示を行う事業者からの事前相談や講習会等を通じて、正しい知識の普及を図り、関係部局の相互連携を強化して、監視・指導を行う必要があります。

ア 食品関連事業者に対する監視指導

（薬務生活衛生課、流通・加工推進課、健康長寿課、生活安全安心課）

<取り組みのポイント>

■食品表示は、複数の法律により表示内容が規定されているため、不適正な表示を確認した場合は、関係部局が連携して立入調査等を行い、速やかな改善指導を行います。

■健康食品等の販売広告については、不適正な表示が多く確認されていることから、医薬品医療機器等法(旧:薬事法)や健康増進法等に係わる表示の適正化について重点的に指導を行います。

■食品製造・加工業者、食品販売業者等を巡回し、食品表示法に基づく表示適正化の指導を行います。

■食品として販売されるものに関する広告その他の表示について、健康増進法に基づく誇大表示の適正化の指導を行います。

■景品表示法の適正な運用のため、食品関連事業者等からの表示に関する問い合わせや、一般消費者からの苦情・申告を受け付けます。

■食品製造・加工業者が製造販売する観光土産品について、景品表示法に基づく表示適正化の指導を強化します。

目 標

個別の取り組み	現状 (R5年度実績値)	目標値 (R11年度)
28 食品表示法に関する巡回調査・点検件数（件／年）	20,537	18,350
29 健康増進法の誇大表示に係わる巡回調査・点検件数 （件/年）	3 1 4	3 5 0
30 景品表示法に関する相談及び表示指導件数（件/年）	2 3	随時
31 景品表示法に基づく観光土産品の表示指導回数（回/年）	2	2

【数値目標の考え方】

28 食品表示法に関する巡回調査・点検件数

市場や空港土産品店、スーパー等の食品小売り店舗に対する巡回調査や、食品収去検査時に点検等を行った食品数を目標値としています。

29 健康増進法の誇大表示に係わる巡回調査・点検件数

市場や空港土産品店、スーパー等の食品小売り店舗に対する誇大表示に関する巡回調査や点検を行った食品数を目標値としています。

30 景品表示法に関する相談及び表示指導件数

事業者からの相談や、消費者等からの申告や苦情を随時受け付け、不当表示が疑わしい事案については、調査・指導を行うことから目標値は数値化せず、随時としています。

31 景品表示法に基づく観光土産品の表示指導回数

優良県産品等の審査等を通じて、関係業者への指導を行う回数を目標値としています。

イ 適正な食品表示の促進

（薬務生活衛生課、流通・加工推進課、健康長寿課、生活安全安心課）

<取り組みのポイント>

■食品関連事業者等や表示を行う業者を対象に、食品表示法等に関する講習会を開催し、適正な表示制度の普及啓発を図ります。

■食品関連事業者等や表示を行う業者を対象に、景品表示法に関する講習会を開催し、適正な表示制度の普及啓発を図ります。

■食品関連事業者、食品に関する広告を行う事業者等を対象に、医薬品医療機器等法(旧：薬事法)に関する講習会を開催し、適正な表示制度の普及啓発を図ります。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
32 食品表示法等に関する表示講習会開催回数（回/年）	8	5
33 景品表示法に関する表示講習会開催回数（回/年）	5	5
34 医薬品医療機器等法(旧：薬事法)に関する表示講習会開催回数(回/年)	5	5

【数値目標の考え方】

32 食品表示法等に関する表示講習会開催回数

県内5保健所（北部・中部・南部・宮古・八重山）毎に、講習会を開催することを目標値としています。

33 景品表示法に関する表示講習会開催回数

景品表示法について、様々な機会を通じて、年に5回、講習会を開催することを目標値としています。

34 医薬品医療機器等法(旧：薬事法)に関する表示講習会開催回数

医薬品医療機器等法(旧：薬事法)について、年に5回、講習会を開催することを目標値としています。

用語の解説

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

（略称：医薬品医療機器等法）

「薬事法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第84号）が平成26年11月25日から施行されるに伴い、薬事法の名称等が変わる他、医療機器の特性を踏まえた規制の構築、再生医療等製品の特性を踏まえた規制の構築などの措置が講じられます。

薬事法 → 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」へ改称

施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保

基本施策 (5) 輸入食品の安全対策の強化

わが国は、カロリーベースで約6割の食品を海外からの輸入に依存し、輸入食品の届出件数は年々増加しており、輸入食品の安全性を確保することは、重要な課題となっています。

輸入食品については、国の検疫所が窓口となり、食品衛生法や毎年度策定される輸入食品監視指導計画等に基づき、適法な食品等であるかの審査や検査を行う水際での輸入食品の監視・指導業務を実施しています。

一方、県では、輸入時の検査を受けた後、県内での流通段階における監視業務を担うことになり、日頃から違反輸入食品に関する情報収集や検疫所との連携を図る必要があります。

ア 検疫所と連携した監視体制の充実（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

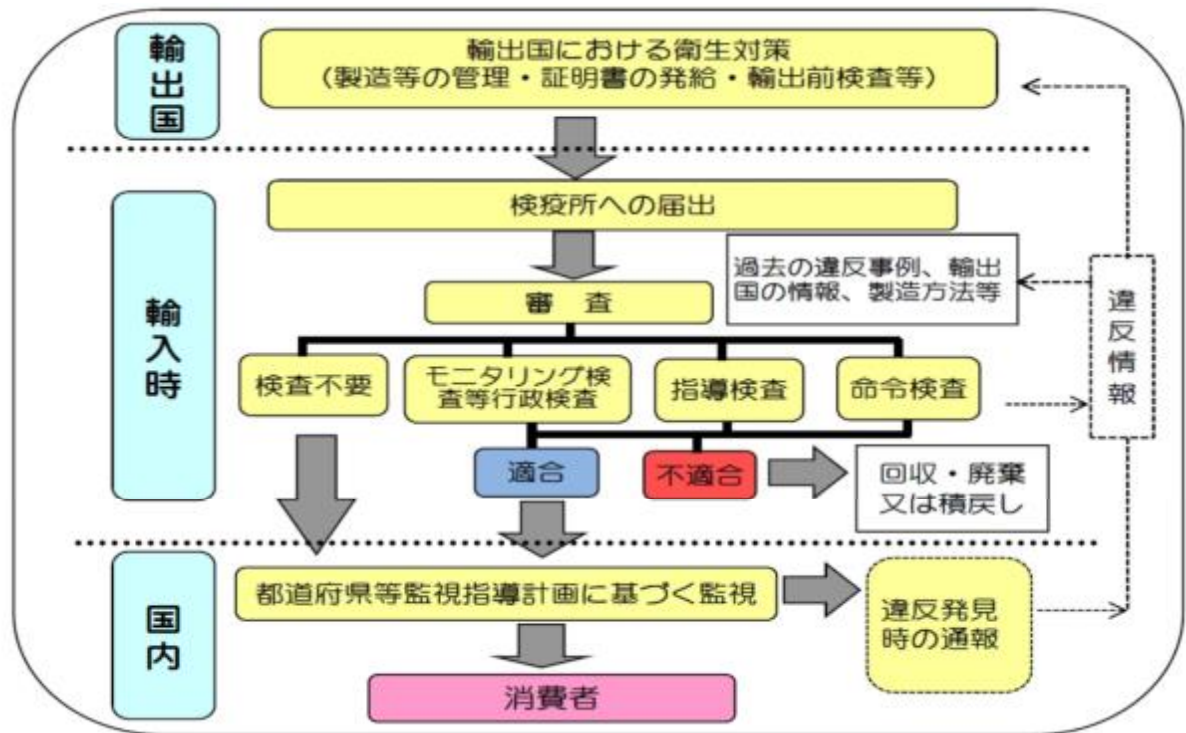
- 輸入食品の違反等について、必要に応じて検疫所と連携した監視指導や情報の交換を行います。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
35 検疫所と連携した監視体制の充実	※ ⁸	随時

※⁸ R5 年度は検疫所との合同監視や情報交換会は行われていない。

図 14 輸入食品の監視体制の概要



施策3 食品の安全安心確保のための体制の充実

基本施策 (6) 食品の安全安心に関する調査・研究の推進

食品の安全性に関する施策を科学的なデータに基づき、適切に実施するとともに食品に対する安心感を確保するため、食品の安全安心に関する情報の収集や分析、試験研究を推進する必要があります。

県の食品衛生検査施設においては、食品分析結果の信頼性の確保に努める必要があります。

ア 農薬の使用量低減のための研究の推進 (営農支援課)

<取り組みのポイント>

- 化学農薬の使用量を減らすため、地域特性に適した化学農薬の低減化技術を開発する必要があります。
- 県産農産物栽培における化学農薬や化学肥料低減のための試験研究を実施します。

目標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
36 化学合成農薬低減に向けた試験及び普及 (件/年)	2	3

【数値目標の考え方】

36 化学合成農薬低減に向けた試験項目

化学農薬の使用低減のための技術開発に関する課題についての試験等を行う項目や、その普及（展示等）も数値目標としています。

イ 食中毒についての調査研究（薬務生活衛生課、水産課）

<取り組みのポイント>

■食中毒を予防するためには、食材の食中毒菌等による汚染状況について把握する必要があることから、実施要領を作成し食中毒菌汚染実態調査を行っています。

■県内食中毒原因の上位であるシガテラ対策として、平成 28 年度から普及啓発活動を実施しており、消費者や漁業関係者等にシガテラ認知度アンケート等を実施し、普及啓発資料の更新に係るフォローアップ調査を実施します。

■流通している魚類のシガトキシン含有量を調査し、魚種、捕獲海域、体長等の要因別に分析・解析し、各要因と毒量の関係性の把握に努めます。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
37 食中毒菌汚染実態調査検体数（調査実施予定検体数の達成率）（%/年）	1 3 9	1 0 0
38 シガテラ対策に係る調査研究（調査実施予定検体数の達成率）（%/年）	※ ⁹	1 0 0

※⁹ 第 5 期推進計画（R7～R11）の新規施策

【数値目標の考え方】

37 食中毒菌汚染実態調査検体数

食中毒菌汚染実態調査検体数は、毎年度策定される「食品の食中毒菌汚染実態調査実施要領」で定めており、毎年度の実施要領に基づく調査実施予定検体数の達成率を目標値としています。

38 シガテラ対策に係る調査研究

毎年度シガテラ実態調査実施要領を策定し、その実施要領に基づく調査実施予定検体数の達成率を目標値としています。

ウ 食品衛生検査施設における信頼性の確保（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

■食品衛生検査施設における検査を正確かつ迅速に実施するには、日常の業務管理が重要であるため、その適正管理状況を確認するための内部点検を行います。

■食品衛生検査施設の検査員の検査技術水準を確保するため、精度管理を実施し、検査精度の評価を行います。

■本県の食品衛生検査施設の検査精度を全国レベルで確認するため、一般財団法人食品薬品安全センター・秦野研究所が実施する外部精度管理調査に参加し、客観的な評価を受けます。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
39 内部点検の実施施設数（施設/年）	8	8
40 精度管理(微生物・理化学)の実施回数（回/年）	2	2
41 外部精度管理調査への参加施設数（施設/年）	3	2

【数値目標の考え方】

39 内部点検の実施施設数

県内 5 保健所（北部・中部・南部・宮古・八重山）、衛生環境研究所、食肉衛生検査所（北部・中央）の食品衛生検査施設毎に、内部点検を行います。

40 精度管理(微生物・理化学)の実施回数

県内保健所（中部・宮古・八重山）、衛生環境研究所、食肉衛生検査所（北部・中央）の食品衛生検査施設において、衛生環境研究所で調整された試験品を指示された方法で年 2 回、検査を行います。

41 外部精度管理調査への参加施設数

食品衛生検査施設のうち、2 施設が外部精度管理調査へ参加します。



施策3 食品の安全安心確保のための体制の充実

基本施策 (7) 緊急事態における体制の維持・強化

県の重要な責務として、食品に起因する重大な健康被害の発生を未然に防止することがありますが、健康被害が発生するような緊急事態に備えるためには、日頃からの危機管理体制の構築と、迅速かつ的確な対応を行うことが求められます。

このため、県では食品の危機管理に関して、連絡体制や各種対策要綱等を整備し、健康被害を最小限にするための対策を講じています。

今後は、食品流通の広域化に伴い、被害が広範囲に渡る事案の発生も予想されるため、平常時からの部局間及び国や関係機関との緊密な連携を図り、緊急時に備える必要があります。

また、緊急事態が発生した場合には、迅速で分かりやすい情報提供を行い、社会的な混乱や風評被害を防止する必要があります。

ア 緊急時の関係各課の連携の推進（関係各課）

<取り組みのポイント>

- 緊急事態が発生した場合は、まず、各事案の要綱等に基づき対応を行い、さらに県として全庁的な危機管理対応が必要な場合には、副知事を本部長とした庁内関係部局長からなる「沖縄県食品の安全安心推進本部会議」を開催し、的確な対応と拡大防止に努めます。

目 標

取 り 組 み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
42 緊急時の関係各課の連携の推進	※ ¹⁰	随時

※¹⁰ 令和5度は緊急時の会議開催はないが、当該推進計画では前年度の施策実施状況報告で、推進本部会議を毎年度1回開催している。

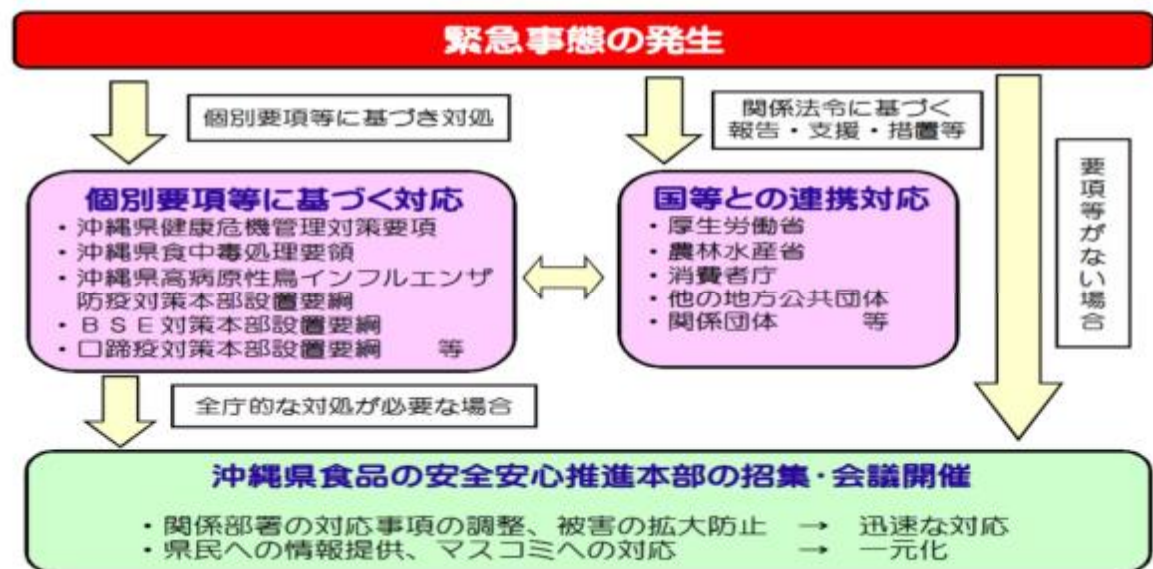


図 15 緊急時における県の体制

目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供

施策 4 食品の安全安心に関する理解促進

基本施策 (8) 安全安心な食品に関する知識の普及啓発

安全で安心な食品の提供は、食品関連事業者の責務ですが、消費者も食中毒予防をはじめ、食品に関する正しい知識を身につけ、消費者自らの判断で安全な食品を選択することができる目を養うことが求められることから、消費者を対象にした普及啓発活動を行います。

また、幼児・児童生徒に対しても、食品に関する正しい知識を身につける機会を提供する必要があります。

ア 一般消費者の食品に関する理解促進（生活安全安心課、薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

■食の安全・安心について消費者学習講座を実施します。

■消費者を対象に食中毒予防に関するイベントを開催し、食中毒や衛生管理に関する正しい知識の普及啓発活動を行います。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
43 消費者への啓発のための講座実施回数 (回/年)	17	6
44 食中毒予防イベント回数 (回/年)	6	6

【数値目標の考え方】

43 消費者への啓発のための講座実施回数

各種団体からの依頼に基づく講師派遣や、自主開催のイベント等により実施する講座の回数を目標値としています。

44 食中毒予防イベント回数

県内5保健所（北部・中部・南部・宮古・八重山）及び薬務生活衛生課において開催するイベント回数を目標値としています。

イ 幼児・児童生徒の食品に関する理解促進（保健体育課）

<取り組みのポイント>

■学校給食だより等を発行し、家庭における食品衛生及び食品の安全確保について、情報提供、普及啓発活動を推進します。

■児童生徒の発達の段階に応じた学校における食育を推進します。

■「食品を選択する能力」（正しい知識・情報に基づいて食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける）の育成を推進します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
45 給食だより等の発行数 (回/年)	11	11

【数値目標の考え方】

45 給食だより等の発行数

夏休み（8月）を除いて、年に11回、給食だより等を発行します。



小学校における食育授業

ウ 学校給食における食物アレルギーへの対応（保健体育課）

<取り組みのポイント>

- 学校給食アレルギー献立表を事前に学校・家庭に配布し情報提供を行うことで、給食時の誤食を防ぐ等安全確保について推進します。
- 児童生徒の健康に関する個別性の高い課題については、改善を促すために栄養教諭等による個別的な相談指導の取り組みを推進します。
- 食物アレルギーを有する児童生徒への緊急時の対応体制の整備や事故の未然防止について、学校での校内研修等の取り組みを推進します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
46 学校給食アレルギー献立表の発行数（回/年）	1 1	1 1

【数値目標の考え方】

- 46 学校給食アレルギー献立表の発行数
夏休み（8月）を除いて、年に11回、学校給食アレルギー献立表を発行します。



図 16 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

資料：沖縄県教育委員会より

施策 5 安全安心な県産食品の推奨

基本施策 (9) 優良な県産食品の推奨

本県では、亜熱帯性気候という地域特性を活かした多彩な農林水産物や地元の食材を活用した食品が多く生産・製造されています。

県内で生産・製造された食品については、健康・長寿や独特の文化という面から、その価値は認識されているものの、安全・安心面での信頼性の確立は重要な課題となっています。

県産食品の需要拡大や付加価値を高めるためには、消費者のニーズに対応した品質の向

上やブランドの確立が重要となっており、その実現に向けては、生産・製造技術の確立、品質の安定、食品表示の正確さなど、県産食品へのさらなる信頼性を確保し、安心感を定着させる必要があります。

ア 優良県産品の推奨（グローバルマーケット戦略課、関係各課）

<取り組みのポイント>

■沖縄県優良県産品推奨制度について関連事業者や消費者へのさらなる普及啓発に取り組めます。

■沖縄県優良県産品は、関係法令に基づく表示審査、検査機関による内容分析、製造所の衛生審査等、厳正な審査を経て認定されております。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
47 優良県産品の宣伝・普及啓発 （回／年）	1 0	1 0

【数値目標の考え方】

47 優良県産品の宣伝・普及啓発

優良県産品推奨品の展示・宣伝を 10 回行うことを数値目標とします。

用語の解説

沖縄県優良県産品推奨制度

県産品の需要の拡大と品質の向上を図り、販路拡大の推進を目的とする制度で、専門的な試験研究機関の厳しい検査と選定審査会における厳正な審査を経て、県が推奨製品を決定します。なお令和3年度から品質管理や法令遵守に加え、マーケットインの視点を重視しています。



このマークは、県が推奨する優良県産品を表示するものです。

施策6 食品の安全安心に関する情報の提供、公開、意見交換の推進

基本施策 (10) 食品に関する正しい情報の提供

食品の安全安心を確保するためには、行政、食品関連事業者、消費者が食品の安全性に関する情報を共有することが重要と言えます。

そこで、食品の安全性に関する情報や取り組み等について、正確で分かりやすく、積極的に伝えて、食品に対する安心感向上のための施策を展開します。

ア 迅速な情報提供の推進（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

■沖縄県ホームページにおいて、食品の自主回収や緊急情報など、食品の安全性に関する情報提供を行います。

■食品による健康被害の拡大防止と再発防止を図るため、必要に応じて、食中毒に関して食品衛生法に基づく処分を行った内容等についての公表を行います。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
48 食品の安全安心に関する情報の発信（回/年）	10	随時
49 食中毒関連情報の発信数（回/年）	10	随時

【数値目標の考え方】

48 食品の安全安心に関する情報の発信

自主回収の届出情報や緊急情報等は、随時更新していきます。

49 食中毒関連情報の発信数

食中毒関連情報については、マスコミや当課ホームページを通して随時発信します。

イ 観光客、在住外国人への食品に関する情報提供（観光振興課、交流推進課）

<取り組みのポイント>

■観光 WEB サイトを通じて、国内外の観光客に食材等のアレルギー物質、食中毒等の情報を提供します。

■ツーリズム産業団体を通じて、県内の観光関連事業者へ食材等のアレルギー物質、食中毒等の情報を提供します。

■在住外国人が住みやすい地域づくりを促進するため、本県の外国人相談窓口を運営している沖縄県国際交流・人材育成財団及び県内の国際交流団体を通して、食品に関する情報を発信します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
50 県内観光客への食材等のアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信	※ ¹¹	随時
51 在住外国人への食品に関するアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信	※ ¹²	随時

※¹¹※¹² 第5期推進計画（R7～R11）の新規施策

【数値目標の考え方】

50 県内観光客へ、食品関係を所管する幹事課と連携しリーフレットを活用し、食材アレルギーや食中毒予防等の情報を数値目標は設定せず随時発信していきます。

51 在住外国人へ、食品関係を所管する幹事課と連携しリーフレットを可能な複数の外国語に翻訳し食材アレルギーや食中毒予防等の情報を数値目標は設定せず、随時発信していきます。

施策6 食品の安全安心に関する情報の提供、公開、意見交換の推進

基本施策 （1 1）意見交換会の充実

食品の安全性に対する不安を解消し、安心感を定着させるためには、生産から消費に至る各段階での情報が、行政・食品関連事業者・消費者等で共有できるように、関係者の間で、情報提供や意見交換するための場を提供し、リスクコミュニケーションの促進に努める必要があります。

ウ 県民、食品関連事業者との意見交換会の開催回数（薬務生活衛生課）

<取り組みのポイント>

■食品の安全安心の確保について、食品関連事業者や調理師を目指す学生、消費者等を対象に意見交換会や講習会等を開催します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (R5 年度実績値)	目標値 (R11 年度)
52 食品の安全安心に関する意見交換会の開催回数（回/年）	1	1

【数値目標の考え方】

52 食品の安全安心に関する意見交換会の開催回数

食品関連事業者や調理師を目指す学生、消費者等を対象に、食品の安全性に関する知識や理解を深めるため、意見交換や講習会を毎年1回開催することを数値目標とします。



県立高校調理科の生徒さんとグループワーク

資料編

- 1 これまでの推進計画の取り組み状況
- 2 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例
- 3 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程
- 4 沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱
- 5 食品の安全安心に関する問い合わせ先

1 これまでの推進計画の取り組み状況

沖縄県では、条例第7条第1項の規定に基づき「沖縄県食品の安全安心推進計画」を平成21年度より策定し、これまでに第1期から4期の推進計画を策定しています。

第1期から4期推進計画に基づいた施策の実施状況は、次のとおりです。

【第1期推進計画：平成21～23年度】

第1期推進計画で策定した6施策78項目について、推進計画期間3か年を通しての実施状況の達成率は7割を超えており、概ね良好な実施状況となっています。

表8 第1期推進計画 施策の実施状況

施 策	施策 項目 数	実施状況(項目数)内訳					
		平成21年度 100%以上		平成22年度 100%以上		平成23年度 100%以上	
		該当数	%	該当数	%	該当数	%
施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保	17	14	82.4	13	76.5	14	82.4
施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保	12	8	66.7	6	50.0	5	41.7
施策3 食品の安全性確保のための体制の充実	18	15	83.3	15	83.3	15	83.3
施策4 食品の安全性に関する理解促進	12	6	50.0	7	58.3	9	75.0
施策5 安全安心な県産食品の推奨	15	8	53.3	11	73.3	11	73.3
施策6 食品の安全に関する情報の提供、公開、意見交換の推進	4	4	100.0	4	100.0	3	75.0
合 計	78	55	70.5	56	71.8	57	73.0

【第2期推進計画：3か年の状況（平成24～26年度）】

第2期推進計画では、第1期の施策内容を再考し、6施策54項目となっています。

推進計画期間は平成26年度までとなっており、平成24～26年度の3か年の状況をまとめた結果は次のとおりです。

3か年とも、全体の約8割が100%以上の実施状況となっており、概ね良好な実施状況となっています。

表9 第2期推進計画(3か年) 施策の実施状況

施 策	施策 項目 数	実施状況(項目数)内訳					
		平成24年度 100%以上		平成25年度 100%以上		平成26年度 100%以上	
		該当数	%	該当数	%	該当数	%
施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保	19	16	84.2	13	68.4	18	95.0
施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保	17	15	88.2	15	88.2	16	94.0
施策3 食品の安全性確保のための体制の充実	6	6	100.0	6	100.0	6	100.0
施策4 食品の安全性に関する理解促進	5	5	100.0	3	60.0	2	40.0
施策5 安全安心な県産食品の推奨	2	1	50.0	1	50.0	0	0.0
施策6 食品の安全に関する情報の提供、公開、意見交換の推進	5	5	100.0	5	100.0	4	80.0
合 計	54	48	88.9	43	79.6	46	85.0

【第3期推進計画：5か年の状況（平成27～令和元年度）】

第3期推進計画では、第2期の施策内容を再考し、6施策51項目となっています。

推進計画期間は令和元年度までとなっており、平成27～令和元年度の5か年の状況をまとめた結果は次のとおりです。

5か年とも、全体の約9割が100%以上の実施状況となっており、概ね良好な実施状況となっています。

表10 第3期推進計画(5か年) 施策の実施状況

施 策	施策 項目 数	実施状況(項目数)内訳									
		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		100%以上		100%以上		100%以上		100%以上		100%以上	
		該当数	%	該当数	%	該当数	%	該当数	%	該当数	%
施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保	13	10	76.9	12	92.3	12	92.3	12	92.3	15	115.4
施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保	14	14	100.0	14	100.0	13	92.9	14	100.0	14	100.0
施策3 食品の安全性確保のための体制の充実	6	6	100.0	6	100.0	6	100.0	6	100.0	5	83.3
施策4 食品の安全性に関する理解促進	4	4	100.0	3	75.0	3	75.0	3	75.0	3	75.0
施策5 安全安心な県産食品の推奨	1	0	0.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0	0	0.0
施策6 食品の安全に関する情報の提供、公開、意見交換の推進	2	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0
合 計	40	36	90.0	38	95.0	37	92.5	38	95.0	39	97.5

【第4期推進計画：4か年の状況（令和2年～令和5年度）】

第4期推進計画では、第3期の施策内容を再考し、6施策48項目となっています。

推進計画期間は令和6年度までとなっており、令和2年～令和5年度の4か年の状況をまとめた結果は次のとおりです。

新型コロナウイルスの感染が拡大し業務制限が生じる中、やむを得なく施策の中止や規模縮小といった影響で、令和2年度から4年度にかけて達成率が50～60%台になりました。しかし、令和5年度は新型コロナウイルスが2類感染症から5類感染症に移行し業務制限も緩和されると、達成率が大幅に改善され90%を超えました。

表4 第4期推進計画(4か年) 施策の実施状況

施 策	施策 項目 数	実施状況(項目数)内訳							
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		100%以上		100%以上		100%以上		100%以上	
		該当数	%	該当数	%	該当数	%	該当数	%
施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保	15	9	60.0	9	60.0	9	60.0	14	93.3
施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保	15	4	26.7	7	46.7	11	73.3	13	86.7
施策3 食品の安全安心確保のための体制の充実	5	3	60.0	4	80.0	3	60.0	5	100.0
施策4 食品の安全性に関する理解促進	4	3	75.0	3	75.0	2	50.0	4	100.0
施策5 安全安心な県産食品の推奨	0	0	—	0	—	0	—	0	—
施策6 食品の安全に関する情報の提供、公開、意見交換の推進	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0
合 計	40	20	50	24	60	26	65	37	93

2 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例

平成19年 7 月20日

条例第39号

改正 平成26年10月26日条例第53号

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例をここに公布する。

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 食品の安全安心の確保に関する基本的施策（第7条―第16条）

第3章 食品の安全安心の確保に関する措置（第17条―第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食品の安全性及び食品に対する安心感（以下「食品の安全安心」という。）の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、基本的施策その他必要な事項を定めることにより、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民が健康で安心できる生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。

（2）食品等 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全安心に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）若しくは添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第4項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。

（3）食品関連事業者 食品等の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

一部改正〔平成26年条例第53号〕

（基本理念）

第3条 食品の安全安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

2 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）におけるあらゆる要素が食品の安全安心に影響を及ぼすおそれがあることにか

1 んがみ、食品の安全安心の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階におい
2 て適切に講じられることにより、行わなければならない。

3 3 食品の安全安心の確保は、このために必要な措置が食品の安全安心の確保に関する県民
4 の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取する
5 ことによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われ
6 なければならない。

7 4 食品の安全安心の確保は、このために必要な措置が県民の必要とする食品の安全安心に
8 関する情報を県民に対し十分に提供するように講じられることによって、県民の食品に対
9 する安心感が確保されるようにすることを旨として、行われなければならない。

10 (県の責務)

11 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安
12 全安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

13 (食品関連事業者の責務)

14 第5条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが
15 食品の安全安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全安
16 心を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有す
17 る。

18 2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業
19 活動に係る食品等の安全安心の確保に関する正確な情報の提供に努めなければならない。

20 3 食品関連事業者は、前項に規定する情報の提供に資するため、その事業活動に係る必要
21 な情報の記録及び保存に努めなければならない。

22 4 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食品の安
23 全安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

24 (県民の役割)

25 第6条 県民は、食品の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全
26 安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全
27 安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

28 第2章 食品の安全安心の確保に関する基本的施策

30 (推進計画の策定及び公表)

31 第7条 知事は、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、食品の安全
32 安心の確保に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

33 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

34 (1) 食品の安全安心の確保に関する基本的な事項

35 (2) 食品の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

36 3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、広く県民、食品関連事業者、学識経験者等の
37 意見を聴取し、その意見が反映されるよう十分配慮するものとする。

38 4 知事は、推進計画を定めるに当たっては、推進計画に定める施策が環境に及ぼす影響に
39 十分配慮するものとする。

40 5 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

41 6 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

7 知事は、毎年度、推進計画に基づいて実施した施策の実施状況を公表するものとする。
(体制の整備等)

第8条 県は、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 県は、食品の安全安心に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

3 県は、緊急の事態における対処について、あらかじめその具体的な手順を定めなければならない。

(市町村との連携等)

第9条 県は、食品の安全安心の確保に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

2 県は、食品の安全安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(県民等の意見の反映)

第10条 知事は、推進計画に基づき実施している食品の安全安心の確保に関する施策又は実施した食品の安全安心の確保に関する施策の実施方法又は実施結果について広く県民の意見を求め、及び当該施策の実施方法その他必要な事項に関し県民、食品関連事業者、学識経験者その他関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

(調査研究の推進)

第11条 県は、食品の安全安心の確保に関する施策を、科学的かつ合理的に実施するための調査研究を推進するものとする。

(情報の収集及び活用)

第12条 県は、食品の安全安心の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全安心の確保に関する情報の収集、整理及び活用に努めるものとする。

2 県は、前項の規定に基づき収集した情報及びその他の食品の安全安心に関する情報について、必要に応じ県民及び食品関連事業者並びに国及び他の地方公共団体に提供するものとする。

(食品供給行程における指導等)

第13条 県は、食品の安全安心の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、国の機関その他関係団体との密接な連携の下に、食品関連事業者に対し指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(表示制度の適切な運用の確保)

第14条 県は、食品の表示の制度が食品の安全安心の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、当該制度が適切に運用され、県民の食品の安全安心を確保することができるよう効果的な指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(自主管理体制整備に関する指導及び助言)

第15条 県は、食品関連事業者が食品の安全安心の確保のために必要となる自主管理体制を整備する取組に関し指導し、及び助言するものとする。

(食品の安全安心の確保に関する教育、学習等)

第16条 県は、食品の安全安心の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全安心の確保に関する広報活動の充実により県民が食品の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

第3章 食品の安全安心の確保に関する措置 (回収等の報告等)

第17条 食品関連事業者は、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）をした食品等について回収し、又は廃棄させる処置を執らなければ県民の食品の安全安心の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合として規則で定める場合に該当するときは、規則で定めるところにより、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該報告をした食品関連事業者に対し、食品の安全安心の確保のために必要と認める助言、指導その他支援を行うことができる。

3 知事は、第1項の規定による報告があった場合又は前項の規定により助言、指導その他支援を行った場合で、県民に対し周知する必要があるときは、当該報告の概要及び助言、指導その他支援の内容を公表するものとする。

(食品の安全安心の確保に関する調査)

第18条 県民は、食品の安全安心に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある食品があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該食品に係る食品供給行程において食品の安全安心の確保に関し知事に必要な調査の実施を求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、当該求めに相当な理由があると認めるときは、前項の食品供給行程に係る食品関連事業者の同意を得て、当該食品供給行程における食品の安全安心の確保に関する調査を実施するものとする。

3 知事は、前項の調査を実施する上で、この条例の施行上必要な限度において、食品等の全部又は一部を無償で県に提供するよう求めることができる。

4 知事は、第2項の調査の結果により、食品の安全安心の確保のために必要があると認めるときは、同項の食品関連事業者以外の者の同意を得て、食品の安全安心の確保に関する調査を実施するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(調査の内容及び結果の公表)

第19条 知事は、前条第2項の調査（同条第4項の調査を実施した場合にあっては、当該調査を含む。）を実施したときは、その内容及び結果を速やかに公表するものとする。

第4章 雑則 (委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条及び次項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

1 (回収等の報告に関する経過措置)

2 2 第17条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前に販売（不特定又は多数の
3 者に対する販売以外の授与を含む。）をした食品等については、適用しない。

4 附 則（平成26年条例第53号）

5 この条例は、平成26年11月25日から施行する。

3 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程

平成20年 8 月29日訓令第40号

沖縄県教育委員会教育長訓令第26号

(設置)

第1条 本県における食品の安全性及び食品に対する安心感（以下「食品の安全安心」という。）の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、沖縄県食品の安全安心推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 食品の安全安心の確保に関する基本的な事項に関すること。

(2) 食品の安全安心の確保に関する施策の推進に関すること。

(3) 食品の安全安心に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関すること。

(4) その他食品の安全安心の確保に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

2 本部長は、保健医療介護部を担当する副知事をもって充てる。

3 副本部長は、保健医療介護部長をもって充てる。

4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

2 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、推進本部を補佐する。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。

4 幹事長は、保健医療介護部保健衛生統括監をもって充てる。

5 副幹事長は、保健医療介護部薬務生活衛生課長をもって充てる。

6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

7 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 本部長及び幹事長は、必要があると認めるときは、推進本部又は幹事会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 推進本部の庶務は、保健医療介護部薬務生活衛生課において処理する。

(補則)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年 8 月29日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日訓令第70号・教育委員会教育長訓令第 4 号）

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年12月 9 日訓令第125号・教育委員会教育長訓令第16号）

この訓令は、平成23年12月 9 日から施行する。

附 則（平成25年 9 月24日訓令第75号・教育委員会教育長訓令第 7 号）

この訓令は、平成25年 9 月24日から施行する。

附 則（平成26年 4 月1日訓令第29号・教育委員会教育長訓令第 9 号）

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 4 月1日訓令第40号・教育委員会教育長訓令第 6 号）

この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日訓令第30号・教育委員会教育長訓令第 7 号）

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日訓令第28号・教育委員会教育長訓令第 3 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日訓令第28号・教育委員会教育長訓令第10号）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年10月 4 日訓令第35号・教育委員会教育長訓令第11号）

この訓令は、令和 6 年10月 4 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

生活福祉部長

農林水産部長

商工労働部長

文化観光スポーツ部長

教育長

別表第 2（第 6 条関係）

生活福祉部生活安全安心課長

保健医療介護部健康長寿課長

農林水産部農林水産総務課長

農林水産部流通・加工推進課長

農林水産部営農支援課長

- 1 農林水産部園芸振興課長
- 2 農林水産部糖業農産課長
- 3 農林水産部畜産課長
- 4 農林水産部森林管理課長
- 5 農林水産部水産課長
- 6 商工労働部グローバルマーケット戦略課長
- 7 文化観光スポーツ部観光振興課長
- 8 文化観光スポーツ部交流推進課長
- 9 教育庁保健体育課長

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

4 沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱

(設置)

第1条 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例(平成19年沖縄県条例第39号)第10条の規定に基づき、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に実施するため、消費者、生産者、流通業者等の広範な分野の意見を聴取することを目的として、「沖縄県食品の安全安心懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(意見等聴取事項)

第2条 懇話会の構成員となる者から次に掲げる事項に関する意見等を聴取する。

(1) 食品の生産から消費に至る過程の安全安心確保対策に関すること

(2) 食品の安全安心確保に係る消費者、生産者、食品営業者等相互の理解と協力に関すること

(3) その他食品等の安全安心確保対策を進めるうえで必要となる事項に関すること

(構成員)

第3条 懇話会の構成員は、次に掲げる食品の安全安心の確保に関係する団体のうちから、10人以内の範囲で保健医療介護部長が決定する。

(1) 消費者

(2) 生産者

(3) 流通業者

(4) 食品営業者

(5) 学識経験者

2 任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 懇話会の開催は、保健医療介護部長が召集する。

2 保健医療介護部長は、懇話会を開催するときは、次に掲げる事項を予め構成員に通知するものとする。

(1) 懇話会の日時及び場所

(2) 県が意見等を求める事項

(3) 県が意見等を求める事項に参考となる事項

(議事進行)

第5条 懇話会の座長は、保健医療介護部長が構成員の中から指名し、座長が議事進行を行う。

(関係者の出席)

第6条 保健医療介護部長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の運営にあたり必要となる庶務は、保健医療介護部薬務生活衛生課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、保健医療介護部長

1 が定める。

2 附 則

3 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 18 日から施行する。

4 2 沖縄県食の安全・安心懇話会運営要綱(平成 16 年 8 月 30 日福祉保健部長決裁)は、廃止
5 する。

6 附 則

7 この要綱は、平成 24 年 5 月 16 日から施行する。

8 附 則

9 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

10 附 則

11 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

12 附 則

13 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

5 食品の安全安心に関する問い合わせ先 (令和7年4月1日現在)

区 分	担 当 業 務	担当部署	連 絡 先
推進計画とりまとめ	沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例、沖縄県食品の安全安心推進計画に関すること	業務生活衛生課	098-866-2055
農業・動物用医薬品等	農業の適正使用、エコファーマー等に関すること	営農支援課	098-866-2280
	動物用医薬品の安全性、使用状況等に関すること	畜産課	098-866-2269
	水産用医薬品の安全性、使用状況等に関すること	水産課	098-866-2300
農林水産研究等	農林水産試験研究成果の活用に関すること	農林水産総務課	098-866-2254
	食品のトレーサビリティの推進に関すること	流通・加工推進課	098-866-2255
消費者行政	景品表示法及び特定商取引法等に関すること	生活安全安心課	098-866-2187
	商品やサービスに関する苦情相談、苦情商品の簡易検査等に関すること	消費生活センター	098-863-9214
優良県産品推奨	優良県産品推奨事業における飲食料品の審査等に関すること	グローバルマーケット戦略課	098-866-2337
学校給食	小中学校における学校給食の指導に関すること	保健体育課	098-866-2726
食肉衛生	畜産農家に対するBSE対策、伝染病対策に関すること	畜産課	098-866-2269
	と畜検査に関すること	業務生活衛生課	098-866-2055
食品衛生・自主回収	食品営業施設等の許可・指導、食中毒、異物の混入等の食品衛生に関すること、食品の自主回収に関すること	最寄りの保健所※ 業務生活衛生課	098-866-2055 (業務生活衛生課)
食品添加物	食品添加物の安全性や使用基準に関すること	最寄りの保健所※ 業務生活衛生課	098-866-2055 (業務生活衛生課)
食品表示	食品表示法に基づく食品表示基準（衛生事項）に関すること	最寄りの保健所※ 業務生活衛生課	098-866-2055 (業務生活衛生課)
	食品表示法に基づく食品表示基準（品質事項）に関すること	流通・加工推進課	098-866-2255
	食品表示法に基づく食品表示基準（保健事項）に関すること	最寄りの保健所※ 健康長寿課	098-866-2209 (健康長寿課)
	健康増進法（誇大表示の禁止）に関すること		
	医薬品医療機器等法（旧：薬事法）に基づく病気の治療又は予防、身体機能の増進等の医薬品的な効能効果を目的として広告・販売される食品の指導取締りに関すること	最寄りの保健所※ 業務生活衛生課	098-866-2055 (業務生活衛生課)
	景品表示法（不当な表示の禁止等）に関すること	生活安全安心課	098-866-2187

【※最寄りの保健所】

保健所(所在地)	管轄地域	食品衛生法・医薬品医療機器等法	健康増進法
沖縄県北部保健所 (名護市大中2-13-1)	国頭村、大宜味村、東村、名護市、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	生活環境班 0980-52-2636	健康推進班 0980-52-5219
沖縄県中部保健所 (沖縄市美原1-6-28)	恩納村、宜野座村、金武町、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、宜野湾市、中城村、北中城村、沖縄市	生活衛生班 098-938-9787	健康推進班 098-938-9701
沖縄県南部保健所 (南風原町宮平212)	浦添市、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、糸満市、西原町、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町	生活衛生班 098-889-6799	健康推進班 098-889-6591
沖縄県宮古保健所 (宮古島市平良東仲宗根476)	宮古島市、多良間村	生活環境班 0980-72-3501	健康推進班 0980-73-5074
沖縄県八重山保健所 (石垣市真栄里438)	石垣市、竹富町、与那国町	生活環境班 0980-82-3243	健康推進班 0980-82-4891
那覇市保健所 (那覇市与儀1-3-21)	那覇市	生活衛生課 098-853-7963	健康増進課 098-853-7961

第5期 沖縄県食品の安全安心推進計画

(令和7年度～令和11年度)

沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

電話：098-866-2055 FAX：098-866-2723

ホームページ

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/kencho/1000011/1017827/1017833.html>